

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用				担当部局名	大臣官房公文書管理課		作成責任者名	公文書管理課長 小林 真一郎	
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。				政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施				
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正文書管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。				目標設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)		政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
1	59.6%	平成23年度	設定割合 対前年度 比増	平成25年度	対前年度比増	対前年度比増	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されているところ。 ・移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待されることから、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管に資するものと考えられる。 ・歴史公文書等の評価・選別を早い段階から行うことが重要であるとする制度の趣旨に鑑み、各年度ごとに行政機関で管理する行政文書ファイル等数のうち、公文書管理法施行初年度である23年度は行政機関に対し、レコードスケジュール早期設定の促進と設定状況の調査を実施することを目標とし、24年度以降は、行政機関において管理する行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールの設定を行ったものの数の割合について、23年度の実績値を踏まえ、対前年度比で増加すべきものとして目標を設定(時点は各年度末)。 ・各行政機関においてレコードスケジュールの早期設定が定着するには少なくとも制度施行後3年程度は要すると思われることから、目標年度を平成25年度に設定。 ・なお、測定指標のレコードスケジュール設定割合について、早期設定を定着させることに主眼を置いており、また、必ずしも全ての行政文書ファイル等について歴史公文書等としての評価・選別を即時に行えるものではないことから、目標を「対前年度比増」としている。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容	
	23年度	24年度								
(1) 各行政機関におけるレコードスケジュール設定状況の確認や行政文書の管理状況の報告の取りまとめ(平成23年度)	—	—	—	1	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関に対し、行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順を提示し、レコードスケジュールの早期設定を促進。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 			公文書管理制度の推進により、各行政機関における適正文書管理及び歴史資料として重要な公文書その他の文書の確実な移管を図る(一)	<ul style="list-style-type: none"> ・レコードスケジュールの設定についてその手順、時期を提示するとともに設定状況について報告を受け、内容を確認することは、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定に寄与するものである。 ・早期のレコードスケジュールの設定により、文書の誤廃棄を防止するなど適正文書管理に資するとともに、歴史公文書等の確実な移管に資する。 	
(2) 公文書等の管理・保存構想検討経費(平成20年度)	16,714 (14,098)	14,064	12,639	1	文書管理の手法、人材育成、保存施設の在り方等について民間企業や諸外国の実態調査を行い、それぞれのベストプラクティスを踏まえた日本の公文書管理のシステムのあるべき姿を組み上げ、公文書管理制度の充実を図る。			公文書等の管理・保存構想検討に係る委託調査を実施(一)	ベストプラクティスの収集・分析等の結果から得た公文書管理のシステムのあるべき姿を制度運用に結び付けることにより、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に寄与するものがある。	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報				担当部局名	大臣官房政府広報室				作成責任者名	参事官 田中 愛智朗				
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進									
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度・満足度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
1 重要施策に関する広報理解度	74%	平成23年度	75%	平成25年度	75%						<ul style="list-style-type: none"> ・実施した広報内容について、アンケート調査で「理解できた」等と回答した割合を理解度として、測定指標に選定。 ・平成25年度からは、クロスメディア広報の効果把握の強化を目的とした、新たなアンケート調査方法での効果検証を実施。 ・目標値の設定については、平成25年度からアンケート調査方法が異なることも配慮し、クロスメディア広報を開始した平成23年度の実績値及び平成24年度の暫定値(平成24年1月15日時点)を参考値とし、平成25年度目標値を75%として設定。 				
2 重要施策に関する広報満足度	59%	平成23年度	60%	平成25年度	60%						<ul style="list-style-type: none"> ・実施した広報内容について、アンケート調査で「満足した」等と回答した割合を満足度として、測定指標に選定。 ・平成25年度からは、クロスメディア広報の効果把握の強化を目的とした、新たなアンケート調査方法での効果検証を実施。 ・目標値の設定については、平成25年度からアンケート調査方法が異なることも配慮し、クロスメディア広報を開始した平成23年度の実績値及び平成24年度の暫定値(平成24年1月15日時点)を参考値とし、平成25年度目標値を60%として設定。 				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要					達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度													
(1) 重要施策に関する広報 (昭和24年度)	5,217,236 千円 (5,228,965 千円)	4,155,719 千円	4,486,370 千円	1,2,3	各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を国内外を通じて効率的に実施。					(重要施策に関する広報の理解度: 75%、満足度: 60%)	各種メディアを活用した効率的・効果的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-3(政策2-施策②))

施策名	世論の調査				担当部局名	大臣官房政府広報室				作成責任者名	参事官 廣瀬 健司			
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進								
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業への反映等を図る。				目標設定の考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び効率化と行政費の軽減等をはかることができる。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度	—	—	平成25年度調査件数以上	平成25年度	平成25年度調査件数以上	—	—	—	—	世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。 なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 世論調査その他の広聴活動(昭和22年度)	173,930千円 (89,252千円)	158,451千円	158,443千円	1	世論調査の実施、国政モニター制度の運営及び国民対話の実施	世論調査の実施等(各府省での利活用)	科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-4(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理				担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室			作成責任者名	参事官(総務)岸山 敏浩	
施策の概要	<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>				政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。			目標設定の考え方・根拠	平成9年に発効した化学兵器禁止条約に基づく。				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 平成25年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	-	平成25年度	100%	平成25年度	100%	-	-	-	-	平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成22年度に江蘇省南京市で、また、平成24年度には河北省石家荘で、当地及び周辺に保管されている遺棄化学兵器の廃棄処理を開始した。平成25年度は石家荘に保管されている約1000発の化学砲弾等の廃棄処理を完了する予定であり、その進捗割合を目標値として設定する。	
2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	-	平成25年度	肯定評価	平成25年度	肯定評価	-	-	-	-	事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
1 遺棄化学兵器廃棄処理事業担当室経費(平成11年度)	251,449 (224,640)	268,768	252,380	1.2	事業の企画・調達・運営・管理及び中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参与(非常勤)を採用するなど体制の強化を図っている。	兵器の処理率:100% 中国側の評価:肯定評価	廃棄処理を着実に推進していくため、適切に事業の企画等を行うとともに実施体制の強化を図る。				
2 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	18,743,784 (17,887,438)	20,518,229	20,873,066	1.2	中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、保管、廃棄処理を行う。 平成25年度においても、吉林省ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収、保管を行う。また、平成22年度から江蘇省南京市等で実施している移動式処理設備による廃棄処理を、25年度は河北省石家荘で引き続き実施し、並行して今後の廃棄処理場所の整備等を行う。	兵器の処理率:100% 中国側の評価:肯定評価	廃棄処理の着実な実施により、化学兵器禁止条約上我が国が負う義務を履行する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-5(政策4-施策①))

施策名	原子力災害対策の充実・強化				担当部局名	原子力災害対策担当室			作成責任者名	参事官 金子 修一	
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。				政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。				目標設定の考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化件数	24道府県	平成24年度	24道府県	平成25年度	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	平成24年度、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針が策定されたところ、これにより、原子力発電施設に係る原子力災害対策重点区域が、従来の周囲10kmの範囲であったものが周囲30km(目安)の範囲に拡大された。このため、原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる24道府県を対象として、これら道府県が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を着実に支援しているところ。こうした原子力防災体制の充実・強化は継続的な取組として行う必要があるため、24道府県数を基準及び目標として、平成25年度以降も継続的に支援していく。また、今後の原子力災害対策指針の見直しの状況を注視しつつ、必要に応じて、目標値を検討していく。	
2 地域防災計画を策定する道府県への支援件数	24道府県	平成24年度	24道府県	平成25年度	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)においては、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を改定する必要がある。これら道府県による地域防災計画の見直しについては、国として、同計画の策定マニュアルを示すとともに、説明の場を設けるなどして、積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の見直しは継続的な取組として行う必要があるため、24道府県数を基準及び目標として、平成25年度以降も継続的に支援していく。また、今後の原子力災害対策指針の見直しの状況を注視しつつ、必要に応じて、目標値を検討していく。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
1 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	—	6,229,883	11,047,100	1.2	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる防災対策に対して所要の支援を行う。	24道府県	原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設周辺の道府県(24道府県)を対象に本交付金を交付し、原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化等を行うことにより、目標達成に直接的に寄与するものである。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-6(政策5-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)			作成責任者名	参事官(企画担当) 諏訪園貞明			
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続きの透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。 本施策は、上述の我が国の政府調達苦情処理手続きについて、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表するもの。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進							
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。			目標設定の考え方・根拠	昨年度の実績を踏まえて目標設定した。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 HPへのアクセス件数	45,378件	平成23年度	45,378件	平成25年度	45,378件						政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当である。また具体的な目標値については、昨年度の実績を踏まえて設定することとしているが、昨年度の実績(平成24年度実績値(現時点での推計値):約28,600件)が基準値(平成23年度)を下回っていることをうけ、基準値と同程度の目標を設定した。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度											
(1) 政府調達苦情処理の推進に必要な経費(平成8年度)	3,658 (1,236)	3,374	3,079	1	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において、苦情処理手続の制定等を行う。 国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。 また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。 				HPへのアクセス件数: 45,378件 (苦情検討委員会の開催:1~7回)	政府調達苦情検討委員会において公正かつ独立した立場から苦情検討を行い、検討結果をHPに公表すること、また、広報パンフレットの作成およびセミナーへの参加を通じて苦情処理体制の周知を行うことで、HPへのアクセス件数に寄与する。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-7(政策5-施策②))

施策名	対日直接投資の推進				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)				作成責任者名	参事官(産業・雇用担当) 高橋 淳			
施策の概要	平成24年6月「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成23年12月アジア拠点化・対日投資促進会議(関係府省庁等の政務官級の会合)決定)のフォローアップを行い、対日直接投資倍増目標を決定したところ。この目標は、対日直接投資残高について、2011年末時点で約17.5兆円のところ、2020年末に35兆円まで拡大していくもの。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進								
達成すべき目標	2020年末時点における対日直接投資残高35兆円				目標設定の考え方・根拠	平成24年6月に実施した「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」のフォローアップにおいて目標を設定				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 対日直接投資残高[兆円]	17.5	平成22年度	35	平成32年度	-	-	-	-	-	平成24年6月に実施した「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」のフォローアップにおいて、目標を設定。				
2 外資系企業による雇用者数(万人)	75	平成17年度	200	平成32年度	-	-	-	-	-	平成23年12月に決定した「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」において目標を設定。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 対日直接投資の促進に必要な経費	9,654 (1,654)	8,573	8,573	1	アジア拠点化・対日投資促進プログラムは、対日投資の促進を目標として、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備に係る施策をとりまとめている。本プログラムは、目標を達成するために、政府として取り組む個別の施策を、次の5つの柱に基づき整理している。 1) 投資を促進するため収益性を向上 2) 投資を呼び込むため特区制度等を活用 3) 投資環境の整備と投資サポート体制を構築 4) 投資先での生活環境をより暮らしやすく 5) 投資を歓迎する情報発信の充実 今後、本プログラムについて、毎年年初に「アジア拠点化・対日投資促進会議」を開催するなど、PDCAに立脚した進捗管理を行っていく。	-	これまで様々な規制が対日投資の阻害要因となっていると指摘されてきたが、累次のプログラム(「対日投資促進プログラム」(2003年対日投資会議決定)及び「対日直接投資加速プログラム」(2006年対日投資会議決定、2008年対日投資有識者会議改定)による取組の結果、一定の改善が図られてきた。また、海外投資家に対する情報提供など、投資サポート体制の充実も図られてきた。そこで、これまでの取組を踏まえ、本プログラムを着実に実行するとともに、引き続き対日投資を促進するための課題を検討し、継続的に我が国の立地環境を世界レベルで魅力あるものとするよう努めていく。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-8(政策5-施策③))

施策名	緊急雇用対策の実施				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)			作成責任者名	参事官(産業・雇用担当) 高橋 淳		
施策の概要	成長分野における人材の育成・確保及び被災地の復興に役立つ人材の育成のため、育成プログラムの認証とキャリア段位(レベル)の認定を、被災地において重点的に実施しつつ、全国的に展開する。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	2020年度(平成32年度)において、レベル認定者数を22万人程度とする。 (介護:13万人程度、カーボン:5万人程度、6次:4万人程度)			目標設定の考え方・根拠	平成24年8月に実施した「介護プロフェッショナルWG」「カーボンマネジャーWG」「食の6次産業化プロデューサーWG」において目標を設定			政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 レベル認定者数[累計]	—	—	22万人 ※ 平成32年度	1.4万人 ※	4.3万人 ※	7.5万人 ※	10.7万人 ※	13.9万人 ※	平成24年8月に実施した「介護プロフェッショナルWG」「カーボンマネジャーWG」「食の6次産業化プロデューサーWG」において目標を設定 ※目標値として設定しているのは、平成32年度及び平成26年度の目標値のみ。その他は、参考。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要			達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度										
(1) 実践キャリア・アップ戦略の実施に必要な経費	—	580,010	340,028	1	レベル認定事業を実施する機関に対し、実践キャリア・アップ戦略事業費補助金を交付する。			レベル認定者数(累計): 1.4万人 ※	レベル認定事業を実施する機関が手数料等の収入により事業運営できるまでの当面の期間、事業実施経費に対し補助を行うことにより、実践キャリア・アップ戦略の推進のための基盤整備を行い、成長分野における人材の育成・確保を図る。 ※予算要求時において積算した認定数。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-9(政策5-施策④))

施策名	道州制特区の推進				担当部局名	内閣府政策統括官(経済財政運営担当)				作成責任者名	参事官(地域・企業担当) 鶴田 晋幸			
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域推進計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進								
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的な議論の進展を図る。				目標設定の考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1	国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数 (平成27年度までに10件以上)	10件 平成22年度	10件以上 平成27年度		-	-	10件以上	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。 上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数(累計)を設定。 特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。したがって、年度ごとの新規増加分を含めた移譲件数の目標値は設定しない。 				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
2	北海道道州制特別区域計画に盛り込まれた事務・事業のフォローアップ (事務・事業の適切な進捗)	実施 -	実施 毎年度		実施	実施	実施	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。 上記目標の達成状況を確認するため、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。 今まで移譲した事務・事業が適切に行われているか等、毎年度フォローアップを行うことは、今後の権限移譲を進めていくために重要。 フォローアップ調査及びその内容を本部へ報告することは、道州制特別区域基本方針(平成22年3月26日一部変更)により規定されている。 				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度												
(1)	道州制特区の推進に必要な経費 (平成18年度)	1,585	1,591	1,179	2	将来の道州制導入の検討に資するため、今まで移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行うもの。				フォローアップ調査の実施 国からの権限移譲の推進	国からの移譲事業等についてフォローアップ調査を行い、今後の移譲事業の推進等についての方針を反映することにより、将来の道州制導入に向けた国民的な議論の進展を図ることに寄与する。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-10(政策5-施策⑤))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進				担当部局名	地域経済活性化支援機構法準備室				作成責任者名	参事官(地域経済活性化支援機構法準備室) 井藤 英樹			
施策の概要	企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充を図ることにより、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進								
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る			目標設定の考え方・根拠	株式会社地域経済活性化支援機構法第1条				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1	地域経済活性化支援機構において適切な業務運営が図られるよう、法に基づく認可等を通じた適時・適切な監督。	適時・適切に実施	25年度	-	-	適時・適切に実施	適時・適切に実施	適時・適切に実施	適時・適切に実施	適時・適切に実施	法第45、46条において、主務大臣による機構の監督、検査が規定されており、機構において法の趣旨に基づく適切な業務運営がなされるよう監督することは、本施策の目標の達成に寄与すると考えられる。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度												
預金保険機構に対する出資(平成24年度)	-	3,000,000千円	-	1	国が預金保険機構経由で地域経済活性化支援機構に出資。同機構の子会社が民間金融機関等と共に専門家の派遣及び出資を行い「地域活性化ファンド」等を創設・運営。当該ファンドが地域の企業に出資・融資。					-	・機構が民間金融機関等と共に各地域の事業再生ファンドや地域活性化ファンドに対して専門家の派遣及び出資を行うことにより、中小企業等の経営改善を図るとともに新事業を目指す企業等への支援も行い、ひいては、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-11(政策5-施策⑥))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)				作成責任者名	参事官 井上 誠	
施策の概要	・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的を実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	民間資金等活用事業推進会議が平成24年11月30日に決定した「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」や平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	・政府一体としてPFIをより強力に推進する内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議において、「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」を平成24年11月30日に会議決定されたため。 ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、民間投資の喚起による成長力強化の施策として、PFIの推進が記載されているため。				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。	「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」	平成24年度	民間資金等活用事業の推進	—	「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。	「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。	「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。	「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。	「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。	PFIの一層の推進を図るためには、民間資金等活用事業推進会議で決定された「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」や「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策を推進することが必要。 「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」においては、 ・地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援 ・被災地域の復興や被災地域以外の防災におけるPFI事業の事業化促進を行うこととされているため。 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」においては、 ・「民間資金等活用事業推進機構」の創設等により、PFIの推進による民間資金を活用したインフラ整備を行うこととされているため。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度										
「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を踏まえた施策の推進。(平成24年度)	119,751 (88,789)	630,052	一般予算 589,641 機構関連 予算 10,000,000 (産投出資) 300,000,000 (うち70,000は 政府保証借 入、230,000は 政府保証債)	1	地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成を支援し、民間投資を喚起しつつ、効率的かつ効果的な社会資本整備・老朽化対策等を推進するとともに、「民間資金等活用事業推進機構」を創設し、民間資金を活用したインフラ整備等を推進する。				「PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について」及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のフォローアップにより民間資金等活用事業の推進を図る。	収益施設併設型など地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成の支援等や、民間資金を活用したインフラ整備等を推進するため「民間資金等活用事業推進機構」を創設することにより、PFIの一層の推進を図ることができる。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-12(政策5-施策⑦))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当) 公共サービス改革推進室			作成責任者名	参事官 後藤 和夫	
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。			目標設定の考え方・根拠	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 公共サービス改革の進捗状況	確認	-	-	-	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	公共サービス改革法に基づき、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直す中で、公共サービス改革の進捗状況を確認することを目標値として設定した。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容	
	23年度	24年度									
競争の導入による公共サービスの(1)改革の推進に必要な経費(平成18年度)	28,130(21,927)	27,203	22,243	1	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。				公共サービス改革推進により、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。	様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなどにより、実務上の障害を取り除き、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行うことは、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することに資する。	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-13(政策5-施策⑧))

施策名	市民活動の促進		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当) 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当) 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)		作成責任者名	参事官(総括担当) 籠宮 信雄 参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当) 金児 敦弘			
施策の概要	1. 拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知を行う。 2. NPO等に対して経営ノウハウの指導や助言等を行う中間支援組織の強化・拡充に取り組む 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。 4. 安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進するため、社会的責任に関する円卓会議に参画する。			政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	1. 市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の促進。 2. 中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充 3. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進。 4. 安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、協働戦略に基づく各主体の取組の着実な実施・フォローアップ。		目標設定の考え方・根拠	1. 特定非営利活動促進法の運用が基幹業務であるため、目標を設定した。 2. 「市民活動の担い手の運営力強化事業」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。 4. 「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」において、協働戦略の実施・フォローアップを行うこととされていることを受け、目標を設定した。		政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 NPOホームページへのアクセス数	327,324件	24	前年度以上	平成25年度	327,324件	-	-	-	-	現在把握している平成24年4月～12月の数値の平均を出した上で、その数に12を掛けて基準値を算出し、目標値を基準値以上とした。
2 拡充された寄附税制や改正特定非営利活動促進法等の制度周知のための講師派遣回数	34件	24	平成24年度以上	平成25年度	34件	-	-	-	-	拡充された寄附税制や改正特定非営利活動促進法の周知のため、24年度途中から職員を講師として派遣することをNPOホームページに掲載。平成25年1月までの講師派遣の実績17回(月平均2.8回)を基に基準値を算出し(2.8回×12ヶ月=33.6回)、目標値を基準値以上とした。
3 認定特定非営利活動法人数	46件	23	平成23年度以上	平成25年度	46件	-	-	-	-	制度周知・普及の結果としての認定特定非営利活動法人数を改正特定非営利活動促進法施行前の平成23年度以上を基準として目標を設定した。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準	目標年度	目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
4 中間支援組織及びNPO等の担い手の活動状況	平成25年度	「市民活動の担い手の運営力強化事業」の実施状況等の実施	平成25年度	中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展	中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展					「市民活動の担い手の運営力強化事業」の施策内容を踏まえ、目標を設定した。

5	NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の状況	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の制度創設	平成25年度	NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組及び被災者支援の効果的・効率的な推進	平成25年度	NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組及び被災者支援の効果的・効率的な推進						「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、指標を設定した。
6	安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略の実施状況	「社会的責任に関する円卓会議」に参画し、協働戦略を策定	平成22年度	協働戦略のフォローアップ文書を作成し報告	平成25年度	協働戦略のフォローアップ文書を作成し報告						安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略において、フォローアップを行うこととされていることを受け、目標を設定した。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度					
市民活動の促進に必要な経費 (1)(平成10年度)(関連:23-0003) (政策1-施策①)	151,104 (126,249)	127,787	122,925	1~6	<p>①特定非営利活動促進法の円滑な施行及びITを活用した情報提供に係る基盤整備等を図る。</p> <p>②NPO等の担い手に対して、寄附などの資金集めやネットワークの構築等の新たな中間支援の方法を調査、企画して共有する。</p> <p>③「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施。</p> <p>④安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体が協働する社会的責任に関する円卓会議に参画。</p>	<p>・「NPOホームページ」アクセス数(327,324件)</p> <p>・講師派遣回数(34件)</p> <p>・新認定制度導入後の認定特定非営利活動法人数(46件)</p> <p>・中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展</p> <p>・NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進</p> <p>・協働戦略のフォローアップ文書を作成し報告</p>	<p>・「NPOポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」等を引き続き運用し、迅速に情報提供を行うことで前年度以上のホームページアクセス数を確保する。</p> <p>・拡充された寄附税制や改正特定非営利活動促進法等の制度周知のために、地方公共団体等の依頼に応じて、内閣府職員を講師とする説明会等を開催する。</p> <p>・仮認定を含む新認定制度の活用促進のための普及、啓発を行うことにより平成23年度以上の認定件数を確保する。</p> <p>・自立して活動を継続できるNPO等の担い手の拡大に向けて、寄附などの資金集めやネットワークの構築等について、新たな中間支援の方法を調査、企画し、実際の活動における有効性等を実証・検証するとともに、その結果を「全国報告会」の開催を通じて共有し、中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続するNPO等の担い手の活動の強化・拡充の進展に寄与する。</p> <p>・「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等を実施し、その結果を今後の復興に向けた取組及び被災者支援に活かすことでその効果的・効率的な推進に資する。</p> <p>・社会的責任に関する円卓会議に引き続き参画し、各主体と連携しつつ、協働戦略に基づく取組みを着実に実施し、そのフォローアップを行う。</p>

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-14(政策5-施策⑨))

施策名	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(社会基盤担当)				作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 沓澤 隆司	
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	・自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。			目標設定の考え方・根拠	・被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営ノウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	24年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度		
1 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組に参画したNPO等の数	— (事業未実施)	24年度	500	25年度	500	—	—	—	—	・当該事業を通じ、より多くのNPO等の基礎的能力の強化が図られることにより、東日本大震災の被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県(以下、「3県」という。)等における継続的な復興・被災者支援の推進につながるため、当該項目を測定指標として設定。 ・平成24年度に3県が実施しているNPO等向けの講習会等へのNPO等の参画見込み数を基に目標値を設定。		
2 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組の件数	— (事業未実施)	24年度	60件	25年度	60件	—	—	—	—	・当該事業で、NPO等の実践的な活動がより多く実施されることにより、3県等における復興・被災者支援の推進につながるため、当該項目を測定指標として設定。 ・予算額に基づく予定実施件数を基に目標値を設定。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容					
	23年度	24年度										
1 NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 (平成25年度)(関連:25-13(政策5-施策⑨))	—	—	260,000	1 2	1. 3県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導を実施。 2. 復興・被災者支援(3県から他県に避難されている方々への支援を含む)等のうち、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成やネットワークの形成等に係る先駆的な取組に対して3県を通じて支援を実施。	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施	・当該事業で、より多くのNPO等の基礎的能力の強化が図られることにより、被災3県等における継続的な復興・被災者支援の推進に寄与。 ・当該事業で、NPO等の実践的な活動がより多く実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。					

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-15(政策05-施策⑩))

施策名	国内の経済動向の分析	担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(総括担当)増島 稔
<p>施策の概要</p>	<p>国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」・・・毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)・・・年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。 ・「日本経済」・・・年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年末を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>我が国の景気は、弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響にも注意が必要であり、景気のきめ細やかな実情把握が求められている。 このため、月次で景気動向を把握していく(月例経済報告)とともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(経済財政白書、日本経済)し、国民各層への情報提供を行う。</p> <p>(参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解) 1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。 2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、復興大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成26年8月</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数	360,483件	平成23年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「月例経済報告」を毎月作成しているか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数	37,547件	平成23年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	質の高い「年次経済財政報告」が作成されたか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 日本経済のホームページにおけるアクセス件数	5,740件	平成23年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	質の高い「日本経済」が作成されたか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
4 主要な会議等への取り上げの有無	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	平成20年度	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	平成25年度	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月々の景気動向が政府部内で共有されているかを測る指標として設定。 ※「月例経済報告等に関する関係関係会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係関係会議を随時開催することとされている。
5 各メディアへの掲載	主要紙にて記事掲載	平成20年度	主要紙にて記事掲載	平成25年度	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	我が国の景気動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
達成手段 (開始年度)	修正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
国内の経済動向調査等に必要経費 (平成12年度)	56,068 (48,091)	47,986	46,706	全て	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。	左記のヒアリング、データ活用、独自調査を適切に実施し、調査分析業務の改善を図る (一)	左記のヒアリング、データ活用、独自調査を着実に実施することは、我が国経済について掘り下げた分析を行うことを可能とし、「月例経済報告」、「経済財政白書」、「日本経済」の質向上に寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-16(政策05-施策①))

施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析				担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)				作成責任者名	参事官(地域担当)田邊 靖夫			
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進								
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。				目標設定の考え方・根拠	地域経済について、地域経済動向の迅速かつ的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に係る政策提案に資する基礎資料を作成・提出する。このため、毎月「景気ウォッチャー調査」の作成により、足元の景気判断を取りまとめ、四半期に一回、全国11地域の経済動向について調査・分析をし、年に一回、地域経済の総合的な分析等を行い、「地域の経済」を作成している。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 「景気ウォッチャー調査」ホームページのアクセス件数	70,906件	平成23年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	地域ごとの景気の現状の国民への周知度を推し測る指標として。				
2 「地域経済動向」ホームページのアクセス件数	13,117件	平成23年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	地域経済の現状の国民への周知度を推し測る指標として。				
3 「地域の経済」ホームページのアクセス件数	2,015件	平成23年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	地域経済の現状及び特色等の国民への周知度を測る指標として。				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
4 「景気ウォッチャー調査」報告書公表日	調査終了後6営業日	平成22年度	調査終了後6営業日	平成25年度	調査終了後6営業日	調査終了後6営業日	調査終了後6営業日	調査終了後6営業日	調査終了後6営業日	「景気ウォッチャー調査」が毎月遅滞なく公表されているかを測る指標として。				
5 「景気ウォッチャー調査」報告書の配布箇所数	82ヶ所	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「景気ウォッチャー調査」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。				
6 「景気ウォッチャー調査」マスメディアによる報道の状況	124件	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「景気ウォッチャー調査」の国民への周知度を測る指標として				
7 「地域経済動向」報告書公表日	年4回(2, 5, 8, 11月)	平成22年度	年4回(2, 5, 8, 11月)	平成25年度	年4回(2, 5, 8, 11月)	年4回(2, 5, 8, 11月)	年4回(2, 5, 8, 11月)	年4回(2, 5, 8, 11月)	年4回(2, 5, 8, 11月)	「地域経済動向」が遅滞なく公表されているかを測る指標として。				

8	「地域経済動向」関係団体、企業へのヒアリング	132回	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「地域経済動向」が多くの情報が盛り込まれ質の高いものとなっているかを測る指標として。
9	「地域経済動向」報告書の配布箇所数	190ヶ所	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「地域経済動向」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。
10	「地域経済動向」マスメディアにおける報道の状況	36件	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「地域経済動向」の国民への周知度を測る指標として
11	「地域の経済」報告書公表日	年1回(年度内)	平成22年度	年1回(年度内)	平成25年度	年1回(年度内)	年1回(年度内)	年1回(年度内)	年1回(年度内)	年1回(年度内)	年1回(年度内)	「地域の経済」が遅滞なく公表されているかを測る指標として。
12	「地域の経済」報告書の配布箇所数	217ヶ所	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「地域の経済」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。
13	「地域の経済」マスメディアにおける報道の状況	3件	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	「地域の経済」の国民への周知度を測る指標として
14	上記報告書の月例経済報告等への活用状況	74件	平成22年度	対前年度比並	平成25年度	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	地域の景気動向が政府部内で共有されているかを測る指標として。 ※「月例経済報告等に関する関係関係会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係関係会議を随時開催することとされている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度					
国内の経済動向に係る産業及び地 (1)域経済の調査等に必要な経費 (平成12年度)	125,157 (119,302)	122,546	121,517	すべて	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。	左記の会議や地域経済に関するデータ、情報収集等により、地域経済の分析に資する。 (-)	左記の作業を行うことで、作業の効率化や、地域経済の分析調査においてより掘り下げた分析を行うことが可能となり、「景気ウォッチャー調査」「地域経済動向」「地域の経済」の質の向上に寄与する。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-17(政策05-施策⑫))

施策名	海外の経済動向の分析				担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)				作成責任者名	参事官 (海外担当) 嶋田 裕光	
施策の概要	我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、景気判断やマクロ経済政策を中心に調査・分析を行う。「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係関係会議」に報告した後に公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、より深く、総合的に分析し、毎年二回「世界経済の潮流」を作成、公表している。そのほか、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を作成・提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図る。また、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」等の作成・公表、経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。				目標設定の考え方・根拠	海外経済動向・国際金融情勢について、迅速かつ的確な情報の収集や質の高い分析を行い経済財政運営に係る政策立案に資することが求められている。 このため、月次で海外の景気動向を常時把握し、月例経済報告関係関係会議等へ報告(月例経済報告)するとともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(世界経済の潮流)し、国民各層への情報提供を行う。				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
1 「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数	23,262件	平成23年度	対前年度並またはそれ以上	平成25年度	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	海外経済の現状の国民への周知度を推し測る指標として、前年度並またはそれ以上のHPアクセス数を設定。		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
2 主要な会議等への取り上げの有無	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	平成20年度	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	平成25年度	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係関係会議等にて取り上げ	月々の海外経済の現状が政府部内で共有されているかを測る指標として設定。 ※「月例経済報告等に関する関係関係会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係関係会議を随時開催することとされている。		
3 各マスメディアへの掲載	主要紙にて記事掲載	平成20年度	主要紙にて記事掲載	平成25年度	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度										
海外の経済動向調査等に必要経費(平成12年度)	36,423 (34,205)	35,489 (-)	34,389	全て	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。				左記のデータ、情報ソースの活用を適切に実施し、調査分析業務の改善を図る (一)	左記のデータベース、情報ソースの活用を着実に実施することは、我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等について掘り下げた分析を行うことを可能とし、「月例経済報告」、「世界経済の潮流」の質向上に寄与する。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-18(政策6-施策①))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 古川 陽			
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。			目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1	100%	平成20年度	100%	平成25年度	100%					中心市街地活性化施策では、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村が計画を策定し国が認定した場合、国による認定と連携した支援措置(交付率の拡充など)を行うことになっている。 認定した全ての計画に対して、認定と連携した支援を行いながら中心市街地の活性化を推進していくことを目標として100%と設定した。				
2	—	平成20年度	60%	平成25年度	60%					計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 中心市街地活性化の推進に必要な経費 (平成19年度)	2,311 (1,603)	12,102	10,802	1, 2	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。	中心市街地活性化基本計画を認定する。 (一)	基本計画の認定を受けることが、大規模小売店舗立地法の特例の適用や基本計画に記載した事業に対する社会資本整備総合交付金の交付率の拡大など、関係省庁の総合的な支援を受けつつ、中心市街地の活性化のための事業に取り組む端緒となる。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-19(政策6-施策②))

施策名	構造改革特区計画の認定				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 長屋 正人			
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 構造改革特区計画の認定件数	77件	平成20年度	30件	平成25年度	30件	—	—	—	—	・地域活性化の推進を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・平成22年度～平成24年度の認定実績を基に規制の特例措置の全国展開化の特定要因等を控除し、目標値30件と設定したものである。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 構造改革特別区域計画の認定等に 必要な経費 (平成14年度)	26,823 (21,365)	25,899	25,105	1	・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。	認定申請期間前の事前相談受付件数:50件	構造改革特別区域制度のさらなる周知と認定申請等の増加を図る。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-20(政策6-施策③))

施策名	地域再生計画の認定				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 宇野 善昌			
施策の概要	自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 地域再生計画の認定件数	100件	20年度	100件	25年度	95件	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生を推進する上で、地方公共団体にとって活用がしやすい制度であることが重要であり、かつ、定量的なものであることから、地域再生計画の認定数を測定指標としたものである。 ・平成22年度～平成24年度の認定実績等を考慮し、目標値を95件と設定したものである。 				
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	22年度	70%	25年度	70%					<ul style="list-style-type: none"> ・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・これまでの目標と実績の推移を考慮し、目標値を70%と設定した。 				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
地域再生計画の認定等に必要経費(1)費 (平成17年度)	28,930 (20,428)	29,392	29,046	1, 2	<ul style="list-style-type: none"> ・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・地域づくり情報に関する総合情報サイトで、地域活性化に係る施策、活用事例等を掲載。 	認定申請の事前相談受付件数:165件 (地域再生計画の認定件数:95件)	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンやホームページによる情報提供等による地域再生制度の更なる周知により、制度の利用の増加を図る。 							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-21(政策6-施策④))

施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 宇野 善昌				
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進									
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法(17法律第24号)第13条第1項(24年9月5日改正) ・地域再生基本方針(17年4月22日閣議決定) 				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
1	70%	平成23年度	70%	平成25年度	70%	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施策を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケートを行うことによって、目標である地域活性化に対する有用性が測定される。 ・関連施策である地域再生計画の認定にかかる設定に準じた。 					
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度													
(1)	62,000,000	69,300,000	50,220,000	1	地域再生基盤強化交付金は、地方からの具体的な要望に基づき、省庁の所管を越えて類似の補助金を整理統合し、創設したものである。地方公共団体が作成する概ね5ヶ年を期間とする計画を内閣府が認定する仕組みの下、内閣府に予算の一括計上がなされ、地方公共団体は省庁の所管を越えた自由な事業選択が可能となっている。 また、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金である。					— (事業の満足度:70%)	地域再生基盤強化交付金を実施することにより、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図ることができるため。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-22(政策6-施策⑤))

施策名	地域再生支援利子補給金の支給				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 宇野 善昌			
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。			目標設定の考え方・根拠	地域における創意工夫を生かしつつ、住みよい地域社会の実現を図ることを理念とし、地域再生基本方針(閣議決定)において、「(…略…)民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行う」こととされている。 地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額	20億円	平成20年度	80億円	平成25年度	80億円	—	—	—	—	平成20年度については、本施策の前身である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に、下半期分として目標値を30億円に設定。21、22年度の目標値は通年ベースとして60億円に設定したところ、22年度は目標値を上回る65億円の融資があったことを踏まえ、23年度は目標値を80億円に変更。24年度に引き続き25年度もこれを維持。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
地域再生の推進のための利子補給(1)金の支給に必要な経費(平成20年度)	107,324(94,650)	170,811	223,389	1	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するもの。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額:80億円	地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより、地域雇用の創出や地域経済の活性化を促進することができる。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-23(政策6-施策6))

施策名	特定地域再生計画の推進				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 宇野 善昌			
施策の概要	少子高齢化対応や、低未利用資源の活用等の特定政策課題を設定し、その解決に資する特定地域再生事業を推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する特定政策課題の解決に資する地域再生計画の認定を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取り組みが強化されることを目標とする。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	-	平成24年度	70%	平成25年度	70%						・特定政策課題の解決に資する認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、目標の達成割合を測定指標とした。 ・目標値については、これまでの地域再生計画の認定にかかる設定に準じた。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 特定地域再生計画の推進に必要な経費 (平成24年度)	-	500,000	300,000	1	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援する。	- (地方公共団体への調査で「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70%)	本事業の実施により、特定政策課題の解決に資する取組を支援することができる。							
(2) 特定地域再生支援利子補給金 (平成24年度)	-	170,811 (地域再生支援利子補給金の内数)	223,389	1	特定の政策課題の解決に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)	- (地方公共団体への調査で「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70%)	特定政策課題の解決に資する事業に対し利子補給を実施することで、事業者の負担軽減を図ることで取組を支援することができる。							
(3) 特定地域再生事業を行う株式会社に対する投資促進税制 (平成24年度)	-	-		1	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から資金を集めるため税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。	- (地方公共団体への調査で「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70%)	税制上の優遇措置を講じることで、特定政策課題の解決に資する取組を支援することができる。							
(4) 地方債の特例措置 (平成24年度)	-	-		1	施設の統廃合等により不要となった公共施設等の除却について、地方債の対象経費とすることで特定政策課題の解決に資する当該施設の除去を支援する。	- (地方公共団体への調査で「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70%)	特定政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に関する事業のうち、一定の事業について地方債の対象事業とすることで取組を支援することができる。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-24(政策6-施策⑦))

施策名	総合特区の推進				担当部局名	内閣府地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 田尻 直人			
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	-	平成23年	90%	平成28年度	30%	50%	70%	90%		総合特区については、現在第3次指定に向けた手続きを行っており、区域指定や計画認定の時期が異なることから、各特区の計画の始期等にずれがあるため、これを勘案し、最終計画年度の目標値に対する達成度の全体の平均が90%に達することで、制度の目標を概ね達成することとした。 なお、目標年度や目標値は指定地方公共団体が自ら定めるとしているため、年度ごとの目標値については指定申請時における仮定の数値であり、実際に国際戦略総合特別区域計画が認定された後に見直すこととした。				
2 認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	-	平成23年	90%	平成28年度	30%	50%	70%	90%		総合特区については、現在第3次指定に向けた手続きを行っており、区域指定や計画認定の時期が異なることから、各特区の計画の始期等にずれがあるため、これを勘案し、最終計画年度の目標値に対する達成度の全体の平均が90%に達することで、制度の目標を概ね達成することとした。 なお、目標年度や目標値は指定地方公共団体が自ら定めるとしているため、年度ごとの目標値については指定申請時における仮定の数値であり、実際に地域活性化総合特別区域計画が認定された後に見直すこととした。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 総合特区制度における規制の特例措置等 (平成23年度)	-	-		1, 2	総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。	特例措置を利用するための総合特区計画の認定を行う (一)	全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、総合特区限定で実施することで国際競争力強化および地域活性化の突破口とする。							
(2) 総合特区推進調整費 (平成23年度)	15,100,000 (0)	13,840,000	12,400,000	1, 2	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合には、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。	各府省予算で対応できない場合に地域の取組状況をふまえて配分する。 (一)	認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。							
(3) 総合特区支援利子補給金 (平成23年度)	67,937 (0)	163,870	293,230	1, 2	総合特区制度における金融支援として、総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)	総合特区支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額 国際:220億円 地域:60億円	総合特区の推進に資する事業に対し利子補給を実施することで、事業者の負担軽減を図るだけでなく、国際競争力等の向上又は地域力の向上を期待することができる。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-25(政策6-施策⑧))

施策名	「環境未来都市」構想の推進				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 柳澤 伸治			
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。				目標設定の考え方・根拠	「環境未来都市」構想のコンセプト中間取りまとめ(「環境未来都市」構想有識者検討会により平成23年2月策定)被災地域においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1	各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市)	-	-	90%	平成28年度	30%	50%	70%	90%	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。			
2	各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市)	-	-	90%	平成28年度	20%	40%	65%	90%	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1)	環境未来都市の推進に必要な経費(平成23年度)	1,134,789 (578,043)	1,086,159	200,000	1	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。	(各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合被災地以外5都市:30%) 本事業の実施により、選定した環境未来都市が策定する計画の質が高まり、目標の達成可能性を高めることができる。また、選定した環境未来都市における取組が国内外に広く知られ、成果の国内外への普及展開が図られやすくなる。さらに、各環境未来都市における成功事例の創出の可能性を高めることができる。							
(2)	少子高齢化・環境対応等復興モデル事業の支援(平成25年度)	-	-	215,000	2	東日本大震災の被災地域において、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」として復興するため、環境、超高齢化対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。	(各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合被災地6都市:20%) 東日本大震災の被災地域において、以前の状態への復旧にとどまらず、超高齢化社会や環境問題に対応した災害に強い都市・地域の形成に向けてモデル的に取組を実施することを通じて、被災地域全体の復興の加速化が期待される。また、超高齢化社会や環境問題に対応した災害に強い新たな都市・地域づくりのモデルとして国内外への展開が期待される。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-26(政策6-施策⑨))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進				担当部局名	地域活性化推進室				作成責任者名	参事官 大寺 信幸			
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進								
達成すべき目標	都市再生安全確保計画の作成を通じ、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図る。			目標設定の考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法理第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができる」とされているため。					政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		23年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
都市再生緊急整備地域内において、都市再生安全確保計画を策定する又は策定しようとするエリア数	10エリア	平成24年度		15エリア	平成25年度	15エリア	-	-	-	-	・都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリアが既に15程度であるため。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
都市安再生全確保計画策定事業費 (1) 補助金 (平成24年度)	—	150,000	100,000	1	都市再生安全確保計画を策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助を行う。	— (都市再生緊急整備地域内において、都市再生安全確保計画を策定する又は策定しようとするエリア数: 15エリア)	都市再生安全確保計画の策定に要する費用に対して補助を行うことにより、計画に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査が進み、都市再生緊急整備地域における都市再生安全計画の策定が促進され、当該地域における滞在者等の安全の確保が図られる。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-27(政策7-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進				担当部局名	地方分権改革推進室				作成責任者名	参事官 野村善史			
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する				政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進								
達成すべき目標	地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施を推進する				目標設定の考え方・根拠	—				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 法案等の内容の地方自治体への説明	—	平成25年	法案等の内容・分量等に応じて適時実施	平成25年	法案等の内容・分量等に応じて適時実施	—	—	—	—	・地方分権改革に関する法案等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資する。 ・義務付け・枠付けの見直しについては、「国は…(中略)…、2次にわたる一括法に基づいて制定される条例など、先行する地方公共団体の情報提供等を積極的に行うこととする。」との方針が閣議決定されている。 ・基礎自治体への権限移譲については、「国は市町村に対して、…(中略)…移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく」との方針が閣議決定されている。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-28(政策8-施策①))

施策名	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等				担当部局名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)				作成責任者名	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付参事官(原子力担当)板倉 周一郎			
施策の概要	原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため、原子力基本法に基づき設置されており、原子力政策に係る基本的方針等を企画、審議している。主要業務は以下のとおり。 ① 有識者から成る会議による原子力政策の基本的方針等の企画・審議 ② 原子力の研究、開発及び利用に関する施策の実施状況の確認・評価 ③ 国際機関での議論への参画や国際会議の開催による各国との政策協議の実施 ④ 原子力委員会の活動等に係る国内外への情報発信及び広聴活動の実施				政策体系上の位置付け	科学技術政策の推進								
達成すべき目標	平成25年度に実施した原子力の研究、開発及び利用に関する提言等のフォローアップを着実に実施			目標設定の考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発利用を民主的に運営するための審議会であり、関係省庁等に対して基本的方針等の提言を行うことを任務としており、そのフォローアップを着実に実施していくことを目標としたところ。				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
原子力研究開発利用に関する提言等のフォローアップ	-	-	-	-	関係省庁等の原子力研究開発利用に関する取組状況についてヒアリング等を実施	-	-	-	-	-	・原子力委員会は、原子力の研究開発利用に関する提言等を行うことを任務としており、本年度現時点においては、「原子力人材の確保・育成に関する取組の推進について」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期にわたる取組の推進について」、「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について」、「国民の信頼醸成に向けた取組について」、「今後の原子力研究開発の在り方について」を見解として取りまとめて提言を行っているところ。来年度はそれら提言等に係る関係省庁等の取組状況について、ヒアリング等を行い、提言のフォローアップを着実に実施することを目標として設定。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度												
原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等に必要業務の実施(平成25年度)	141,305千円	87,021千円	83,604千円	1	関係省庁等の原子力研究開発利用に関する取組についてヒアリング等を実施し、必要に応じて、改善方を提示するなど、提言等の着実な実施が図られるようフォローアップを行う。				関係省庁等の原子力研究開発利用に関する取組状況についてヒアリング等を実施	原子力委員会における審議・評価を通じ、関係省庁等が実施する原子力研究開発利用に関する取組について、政府全体としての効率的な遂行を促す。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-29(政策09-施策①))

施策名	宇宙開発利用の推進				担当部局名	宇宙戦略室			作成責任者名	参事官 國友 宏俊	
施策の概要	宇宙開発利用の推進を図る				政策体系上の位置付け	宇宙開発利用に関する施策の推進					
達成すべき目標	宇宙利用の拡大				目標設定の考え方・根拠	宇宙基本法(平成20年法律第43号) 宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 衛星データ等の行政、産業、社会生活等各面での利用拡大を図るための戦略策定のための調査研究を行う。	利用拡大戦略の策定のための調査研究	平成25年度	利用拡大戦略の策定のための調査研究	平成25年度	利用拡大戦略の策定のための調査研究	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙利用の拡大」が我が国宇宙政策の基本的な方針とされているため。	
2 宇宙状況監視システムに関する調査研究を行う。	宇宙状況監視システムに関する調査研究	平成25年度	宇宙状況監視システムに関する調査研究	平成25年度	宇宙状況監視システムに関する調査研究	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「宇宙利用の拡大」が我が国宇宙政策の基本的な方針とされているため。	
3 衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用する。	衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用(データ処理機能等のシステム整備、機能拡充)	平成25年度	衛星データ利用促進プラットフォームの民間移転	平成27年度	衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用(データ処理機能等のシステム整備、機能拡充)	衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用(民間移管に当たって必要な機能の拡充)				「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)及び「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)に基づき、衛星データのより有機的な利活用を促進するため、衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用することとされている。	
4 我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行う。	宇宙輸送戦略の検討	平成25年度	宇宙輸送戦略の検討	平成25年度	宇宙輸送戦略の検討	-	-	-	-	宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「今後、長期にわたり我が国が自律的な宇宙輸送能力を保持し続けていくためには、十分な打ち上げ機会や開発機会の確保、国際競争力の向上、射場等のインフラの効率的な整備や維持等様々な課題に対処する必要がある。そのため、これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に評価しつつ、より中長期的な観点から、基幹ロケット、物資補給や再突入、サブオービタル飛行、極超音速輸送、有人宇宙活動、再使用ロケット等を含め、我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講じる」とされているため。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
1 宇宙利用拡大の戦略策定のための調査研究 (平成25年度)	-	-	37,626	1.2	新たな活用方策などを開拓するための委託調査及びスペースデブリなど宇宙開発に必要な宇宙状況監視のための調査研究	衛星データ等の行政、産業、社会生活等各面での利用拡大を図るための戦略策定:100% 宇宙状況監視システムに関する調査研究の実施:100%	本事業の推進により、宇宙の利用の拡大に寄与する。				

2 衛星データ利用促進プラットフォーム整備・運用(平成24年度)	-	61,826	44,758	3	衛星データ利用促進プラットフォームの運用及び衛星データの処理等の機能追加	データ処理機能等のシステム整備、機能拡充:100%	本事業の推進により、一層効果的な災害対応や、農林水産業等の生産性向上、森林管理や水資源管理など環境問題をはじめとする新たなビジネス創出の促進、アジア地域等における日本の宇宙システムの貢献及び海外展開促進など、宇宙の利用の拡大に寄与する。
3 宇宙輸送戦略の立案(平成25年度)	-	-	13,770	4	宇宙輸送に係る我が国の中長期的な戦略立案に資するための調査等	我が国の宇宙輸送システムの在り方についての総合的検討の進捗:100%	宇宙基本計画(平成25年1月宇宙開発戦略本部決定)において、「今後、長期にわたり我が国が自律的な宇宙輸送能力を保持し続けていくためには、十分な打ち上げ機会や開発機会の確保、国際競争力の向上、射場等のインフラの効率的な整備や維持等様々な課題に対処する必要がある。そのため、これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に評価しつつ、より中長期的な観点から、基幹ロケット、物資補給や再突入、サブオービタル飛行、極超音速輸送、有人宇宙活動、再使用ロケット等を含め、我が国の宇宙輸送システムの在り方について速やかに総合的検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講じる」とされており、本事業の推進は、これを達成するための調査である。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-30(政策9-施策②))

施策名	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進				担当部局名	宇宙戦略室				作成責任者名	参事官 野村 栄悟			
施策の概要	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むとされたことを踏まえ、測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)や、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する実用準天頂衛星システムを整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。				政策体系上の位置付け	宇宙開発利用に関する施策の推進								
達成すべき目標	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。				目標設定の考え方・根拠	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)に基づく。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 実用準天頂衛星システム事業の着実な推進	-	平成24年度	サービス開始	平成30年度	当該年度の事業計画を踏まえた推進	当該年度の事業計画を踏まえた推進	当該年度の事業計画を踏まえた推進	当該年度の事業計画を踏まえた推進	当該年度の事業計画を踏まえた推進	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する、と決定されたことを踏まえ、衛星整備並びに地上システム整備を着実に推進し、平成30年度のサービス開始を目指す。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標		達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
1 実用準天頂衛星運営経費	-	335,690	287,053	1	実用準天頂衛星システム整備にかかる事業監理等を行うとともに、地上システム整備及び運用に係るPFI事業の各種手続き等を行う予算である	実用準天頂衛星システムの整備	実用準天頂衛星システム整備にかかる事業監理等を行うとともに、地上システム整備及び運用に係るPFI事業の各種手続き等を行うことにより、着実な事業の実施に寄与する。							
2 実用準天頂衛星システム開発等経費	-	10,267,851	10,268,190	1	実用準天頂衛星システムのうち、衛星システムの開発・整備(国庫債務負担行為の2年目)を行う予算である	実用準天頂衛星システムの整備	実用準天頂衛星システムのうち、衛星システムの開発・整備の予算であり、予算の執行により事業の着実な実施に直接寄与する。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-31(政策10-施策①))

施策名	防災に関する普及・啓発				担当部局名	政策統括官(防災担当)				作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当) 四日市 正俊			
施策の概要	防災フェア等の各種行事、防災教育の取組支援、防災情報に関するHPの運営、広報誌作成、防災に関する功績者への表彰、企業における事業継続の取組の促進、防災ボランティア活動の環境整備等を実施することにより、防災に対する国民・企業の関心や知識を深め、減災のための取組を促進する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進								
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、防災フェア・防災ポスターコンクールを始めとする各種普及・啓発活動を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。				目標設定の考え方・根拠	「防災の日」及び「防災週間」について(昭和57年5月11日閣議了解)、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」(平成18年4月21日中央防災会議決定)、「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」(平成18年12月13日専門調査会報告)、「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」について(平成7年12月15日閣議了解)、「防災対策推進検討会議最終報告」(平成24年7月31日会議決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)	46%	平成23年度	ほぼ全て	平成32年度	55%	-	-	-	-	日本再生戦略の工程表において、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標が設定されたところ、当該目標を継承しつつ、引き続き取り組む必要があるため。目標年度における目標値に対して、基準年度における基準値から鑑み、妥当と考えられる当該値を目標とする。				
2 企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)	21%	平成23年度	50%	平成32年度	25%	-	-	-	-					
3 防災フェアにおけるアンケート回収割合	30%以上	平成23年度	30%以上	平成25年度	30%以上	-	-	-	-	これまで本測定指標により施策の評価してきたところ、継続して評価を行うため。過去の防災フェアにおけるアンケート調査を踏まえ、当該値を目標とする。				
4 防災フェアにおけるアンケートで「有益だった」と評価する割合	76%	平成19年度	70%以上	平成25年度	70%以上	-	-	-	-					
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 防災に関する普及・啓発に必要な経費	386,059	366,001	557,774	1	日本再生戦略工程表における、2020年までに「大企業BCP策定率:ほぼ全て、中堅企業BCP策定率:50%」を達成するとの目標に基づき、災害時における企業の事業継続を図るため、「事業継続計画(BCP)」の策定を推進する。さらには、自企業のBCP策定のみならず、企業間・地域での「BCP連携」や「BCPの継続的な改善(BCM)」を可能とするため、訓練モデルの設計・実施や事例収集・情報提供を行うとともに「事業継続ガイドライン」等へのフィードバックを行う。	企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)50%	災害時における我が国企業の事業継続の重要性を普及・啓発する様々な事業を実施することにより、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上に資する。							
				2		企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)20%								
				3,4	「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」に基づき、個人、家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、社会全体における防災力の向上を目指し、学校や地域コミュニティにおける防災教育等の防災知識の普及・啓発活動を促進する事業等を展開する。	防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合:70%	国民の防災意識を啓発する様々な事業を実施することにより、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上に資する。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-32(政策10-施策②))

施策名	国際防災協力の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)				作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当) 四日市 正俊			
施策の概要	2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、東日本大震災を受けて得られた知見・教訓を国際社会と共有し、「開かれた復興」を実現する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進								
達成すべき目標	国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る。			目標設定の考え方・根拠	2005年1月の第2回国連防災世界会議で採択された兵庫行動枠組2005-2015において、地域、国、地方の災害管理における政策的、技術的及び組織的な能力の強化を行うことが謳われている。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するため国際協力を積極的に推進」することとされている。さらに、防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日会議決定)においても、東日本大震災により得られた知見や教訓は諸外国に対して広く情報発信し、共有すべきであるとされている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
				目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度					29年度	
1	アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数	255名	平成18年度	100名	平成25年度	100名	-	-	-	-	兵庫行動枠組の実現に向け、取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安とするともに、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果を測定するため、アジア防災センターのメンバー国29か国から少なくとも各3名以上が参加することを基準として考え、100名/年の短期研修者を受け入れることを目標とする。			
2	アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への満足度	69%	平成24年度	70%	平成25年度	70%	-	-	-	-	アンケートなどを活用できないかという有識者委員からのご意見も踏まえ、短期研修者に我が国の防災行政に対する理解を深めてもらうというアウトカムの達成状況を測るための目安としたいことから、平成24年度においては、項目・手法等を変えながらアンケートを試行したところ、その結果を参考に、平成25年度においては、70%を目標とする。			
3	アジア防災センターホームページアクセス数	57,906回	平成21年度	64,000回	平成25年度	64,000回	-	-	-	-	アジア防災センターホームページでは、各国の防災担当者等にとり参考となる各国の災害、防災体制等に関する情報を公開し、アジアを中心として世界の防災情報の共有を図っているところ、その効果を測定するため、従来のホームページアクセス数を維持することを目標として、数値が判明している前々年度と前年度の実績値の平均値を目標値とする。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1)	国際防災協力の推進に必要な経費 (平成10年度)		158,205	236,421	177,199	1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> 国際防災協力推進に資する国際会議等への出席 我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置された、アジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施 国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関・地域機関の活動の支援等の実施 日中韓の防災協力推進のための国際セミナー及び会議の開催 2015年に期限を迎える兵庫行動枠組に代わる新たな国際的な防災施策の指針・枠組の構築のための検討及び発信の実施 		我が国がこれまで幾多の災害を経験して培った知識・技術及び東日本大震災を受けて得られた知見・教訓を国際社会と共有し、国際防災協力を推進することに資する。					

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-33(政策10-施策③))

施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)				作成責任者名	参事官(被災者行政担当) 小森 雅一			
施策の概要	災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建並びに被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるため、東日本大震災を踏まえた被災者支援、災害復旧・復興施策のあり方の検討、住家被害認定基準等の適正な運用の確保についての検討、災害時要援護者の生活再建に向けた支援のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進								
達成すべき目標	災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	防災基本計画 第2編第3章 ほか 「被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。」とされている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
都道府県職員を対象とした被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する説明会の開催	開催	平成24年度	被災者生活再建支援制度の運用、被害認定基準の見直し等を反映した説明会の開催	平成25年度	東日本大震災における被災者生活再建支援法の運用実態の調査、被害認定の迅速化・適正化のための調査、災害対策法制の見直し等を反映した説明会の開催	-	-	-	-	国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、災害復旧・復興施策に関する認識の共有並びに被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識の習得が、都道府県職員に求められるところであり、全都道府県の職員を対象として、調査研究の成果を踏まえた説明会を継続的に開催する必要があるため。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
災害復旧・復興に関する施策の推進 (1) 進に必要な経費 (平成7年度)	68,190千円	42,956千円	45,540千円	1	・被災者生活再建支援制度に関する調査 ・災害復旧・復興施策のあり方の検討 ・住家被害認定基準等の適正な運用の確保についての検討 ・被災者の住まいのあり方に関する検討経費	左の成果を反映した、都道府県職員を対象とした説明会の開催	本調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上に資する成果物を作成し、当該成果物を活用した上記説明会を開催することをもって、防災・減災対策の着実な推進に寄与する。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-34(政策10-施策④))

施策名	防災行政の総合的推進(防災基本計画)				担当部局名	政策統括官(防災担当)			作成責任者名	参事官(防災計画担当) 笹川 敬	
施策の概要	防災基本計画は、災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画であって、我が国の災害対策の根幹をなすものであるところ、防災に関する学術的研究の成果、近年発生した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等を踏まえ、防災上の重要課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させることなどによって、防災行政の総合的推進を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進					
達成すべき目標	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。			目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成し、これを実施することとされている。			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 防災上の重要課題の防災計画への反映状況	-	-	防災に関する学術的研究の成果、発生した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	平成25年度		-	-	-	-		防災行政を総合的に推進するためには、第一に防災計画において防災上の重要課題を的確に反映させることが必要であるため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度									
(1) 防災計画の修正	-	-	-	1	防災基本計画について、防災に関する学術的研究の成果、発生した災害の状況に関する検討、「防災対策推進検討会議最終報告」(平成24年7月31日会議決定)、災害対策法制の見直し等により、防災上の重要課題を踏まえ、中央防災会議において修正する。また、当該重要課題を防災業務計画や地域防災計画に反映することを促進するため、防災基本計画の修正内容を関係機関へ速やかに通知する。					防災計画の修正	防災上の重要課題を踏まえ、防災計画へ適時適切に反映させることにより、防災行政の総合的な推進に資する。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-35(政策10-施策5))

施策名	地震対策等の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)				作成責任者名	参事官(調査・企画担当) 藤山 秀章			
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進								
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止める。				目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ 平成23年度	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正 平成25年度	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正	-	-	-	-	-	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」での議論を踏まえ、津波防災対策の検討を実施すること、東海・東南海・南海地震への対策を検討すること、首都直下地震等への対策を検証すること等とされているところ、各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、とりわけ、予防、応急、復旧・復興までの地震対策のマスタープランとしての「地震対策大綱」を早急に示す必要があることから。					
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容								
	23年度	24年度												
(1) 地震対策等の推進に必要な経費(平成12年度)	1,803,037千円	1,160,409千円	1,069,449千円	1	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定及び具体的な対策の検討並びに本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行う。 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の防災対策を着実に推進していくことに資する。								

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府24-36(政策11-施策①))

施策名	沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進				担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当) 沖縄振興局			作成責任者名	政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当) 馬場 竹次郎 沖縄振興局特定事業担当調査官 原 典久		
施策の概要	沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金制度が、平成24年度予算において新たに創設されたところ。県が一括交付金を活用して沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的な施策の展開を図ることができるよう、一括交付金の交付を行う。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進						
達成すべき目標	一括交付金の各省への移し替え、沖縄県に対する交付を通じて沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策の展開を図る。			目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) ・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) 				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 沖縄振興一括交付金の移し替え・交付	-	平成25年	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施	平成25年度	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施	-	-	-	-	平成24年3月に改正された沖縄振興特別措置法において、国は、沖縄県が提出する沖縄振興交付金事業計画に基づき、沖縄県に対し交付金を交付することとされている。この一括交付金制度は、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施するものであり、国があらかじめ、事業実施によって達成されるべき目標を具体的に定めることは困難であるため、県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて交付金の交付を適時に実施していくことを目標に設定した。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度										
沖縄振興交付金事業推進費	-	161,866,985	161,311,457	1	沖縄県が作成する沖縄振興交付金事業計画に基づき、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄振興に資する事業に要する経費について、事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付金を交付する。				沖縄振興一括交付金の移し替え・交付(-)	沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する事業に要する経費について、事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付金を交付することにより、沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的な施策の展開が可能となり、沖縄の自主性の発揮に基づく沖縄振興を推進することができる。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-37(政策11-施策②))

施策名	沖縄振興計画の推進に関する調査				担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当)				作成責任者名	参事官(企画担当) 馬場 竹次郎 参事官(産業振興担当) 植田 拓郎			
施策の概要	沖縄振興の向かうべき方向と基礎施策を明らかにするために作成される沖縄振興計画は、これまで国が決定してきたが、平成24年度以降においては、県が策定主体となり、国が計画の推進を支援する仕組みへ変更されていることから、計画を効果的に推進するための方策について調査を行う。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進								
達成すべき目標	本調査を適切に実施することにより、新たな沖縄振興策の課題・問題点を洗い出しながら、検証・見直しや、各施策がより有効なものとなるような方策を見出し、沖縄の更なる振興を図り、ひいては自立的かつ持続的な発展を実現する。			目標設定の考え方・根拠	沖縄振興特別措置法 沖縄振興基本方針(平成24年内閣総理大臣決定) 沖縄振興計画(平成24年沖縄県)				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1	沖縄振興の推進に関する調査の実施(検証・見直しを含む。)	調査の実施	平成24年度(新たな沖縄振興法制の初年度)	-	-	調査の実施	調査の実施	調査の実施	調査の実施	調査の実施	本調査は沖縄振興の推進に関するものであることから、調査を適切に実施することが、沖縄の更なる発展に資することにつながるため、調査実施を目標として設定した。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1)	沖縄振興推進調査に必要な経費(平成24年度) (平成23年度までは「沖縄振興総合調査」として実施)	160,000 (65,562)	90,000	60,000	1	平成24年度以降の新たな計画を効果的に推進するための調査を行うとともに、新計画に基づいて実施される諸施策の検証・評価等を実施。	沖縄振興の推進のための各種調査の実施(一)	新たな沖縄振興法制に基づいて実施される諸施策等に関する調査を行うことにより、沖縄の一層の発展につながる。						
(2)	鉄軌道等導入課題検討基礎調査(平成24年度)	40,411 (40,320)	100,305	190,984	-	沖縄県の交通体系については、自動車への依存度が高く、県内における新たな公共交通システムへの期待感が高まりつつある。そのため、過年度の調査結果を踏まえ、平成24年度は、全般的なコスト縮減策の検討や県民意識の把握等を行ったところ。平成25年度は、事業の整備効果についての定量的な測定や利用需要喚起方策等についてより詳細な検討を行う調査を実施することとしている。	鉄軌道等導入における課題検討のために必要な調査の実施(一)	沖縄県内において期待感が高まりつつある新たな公共交通システムに関し、過去の調査を踏まえながら、導入に係る課題を検討する。						

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙3) 様式

(内閣府25-38(政策11-施策③))

施策名	沖縄における社会資本等の整備			担当部局名	沖縄振興局		作成責任者名	総務課事業振興室長 岩井一郎 参事官(振興第一担当) 永井智哉 参事官(振興第二担当) 青木勉 参事官(振興第三担当) 小平田浩司		
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設及び災害に強い県土づくりなど、社会資本等を整備。			政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。			目標設定の考え方・根拠	沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進める」と記述。※道路、港湾等については、特別会計を所管する省庁において、評価を実施するため、13～15の測定指標は参考情報。			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 基幹管路の耐震化率(上水道)	23%	平成22年度	46%	平成33年度	-	-	-	37%	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
2 汚水処理人口普及率	80.8%	平成22年度	90.3%	平成33年度	-	-	-	85.7%	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
3 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人	平成22年度	15.0㎡/人	平成33年度	-	-	-	13.0㎡/人	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
4 公営住宅管理戸数	29,834戸	平成23年度	31,494戸	平成33年度	-	-	-	30,484戸	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
5 防護面積(高潮対策等)	58.9 ha	平成23年度	76.9 ha	平成28年度	-	-	-	76.9 ha	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
6 防風・防潮林整備面積	533ha	平成23年度	593ha	平成33年度	-	-	-	563ha	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
7 農地にかんがい施設が整備された面積の割合	42.1%	平成22年度	55.0%	平成33年度	-	-	-	49.0%	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
8 造林面積	4,906ha	平成22年度	5,346ha	平成33年度	-	-	-	5,146ha	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
9 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	61%	平成22年度	75%	平成33年度	-	-	-	70%	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
10 公立学校施設の耐震化率	48.4%	平成14年度	100%	平成27年度	-	-	100%	-	-	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条の規定に基づき、文部科学大臣が定める施設整備基本方針(平成23年～27年)において、「平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる」とされているため。
11 一般廃棄物のリサイクル率	12.7%	平成22年度	22%	平成33年度	-	-	-	22%	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
12 医療施設従事医師数	227.6人	平成22年度	227.6人	平成33年度	-	-	-	227.6人	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
13 県管理道路の改良済延長	1,100km	平成21年度	1,190km	平成31年度	-	1,150km	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
14 県内空港の旅客者数の増加	那覇空港 1,423万人 離島空港 313万人	平成22年度	1,800万人 426万人	平成33年度	-	-	-	1,600万人 381万人	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。
15 クルーズ船寄港回数・入域乗船客数(県全体)の増加	106回 116,309人	平成23年度	239回 264,700人	平成33年度	-	-	-	166回 186,200人	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画における目標値を目標としている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 医師歯科医師等の派遣に必要な経費(昭和47年度)	14,928 (12,326)	13,606	12,060	12	沖縄の県立病院等の公的医療機関において、業務援助及び医療技術指導を行う医師・歯科医師等の派遣を行う。	医師、歯科医師等派遣:25人 (医療施設従事医師数:一)	沖縄県内において不足している医師、歯科医師等について、本土の大学病院等に勤務する医師・歯科医師等を沖縄県の医療施設等に派遣することにより、医療の確保及び充実を図る。
(2) 廃棄物処理施設整備に必要な経費(昭和47年度)	1,347,000 (642,950)	913,000	1,478,000	11	市町村が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業(施設等の整備)の費用について、交付金を交付。	循環型社会形成推進交付件数:23件 (一般廃棄物のリサイクル率:一)	沖縄県内において、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。
(3) 水道施設整備に必要な経費(昭和47年度)	2,587,000 (2,877,663)	3,678,000	1,431,000	1	市町村が実施する水道事業に必要な施設の整備を行う。	簡易水道等施設整備費補助事業採択件数:24件 (基幹管路の耐震化率(上水道):一)	市町村が行う水道施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、水需要の増加に対応した施設整備や老朽施設の改良(耐震化)等が推進され、将来にわたって良質な水道水の安定的な供給を図る。
(4) 公立学校施設整備費(昭和47年度)	11,004,894 (13,979,976)	9,439,308	1,854,533	10	沖縄県が実施する公立学校の耐震補強事業、改築事業、新增築事業、大規模改造事業等の施設整備が円滑に進むよう、沖縄県からの要望をふまえて必要な予算を確保し、国庫補助を行う。	—	児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所となる公立学校施設の改築事業等を実施することにより、耐震化率が向上し、安心・安全の確保を図る。
(5) 都市公園事業(昭和47年度)	5,042,921 (5,801,809)	4,931,943	3,420,621	3	○直轄事業 園が実施する国営沖縄記念公園の整備及び維持管理 ○補助事業 地方公共団体等が行う都市公園の整備を支援	国営公園供用面積:一 (一人当たり都市公園等面積:一㎡/人)	国内外のレクリエーション需要に応えるとともに、観光の拠点ともなる国営公園の整備充実、歴史・文化などを活かした観光・リゾート産業の振興をはじめ、県民等の多様なニーズに対応した都市公園を整備、地域防災計画に基づく都市公園の適正配置や防災機能の付加、バリアフリーへの対応、市街地や観光地における良好な景観の形成推進により、一人当たり公園整備面積の向上に寄与する。
(6) 社会資本総合整備に必要な経費	48,861,000 (55,965,059)	18,670,000	18,444,000	2.3.4.5	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。 <基幹事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、⑧ その他総合的な治水事業、⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業 <関連社会資本整備事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 <効果促進事業> 計画の目標実現のために基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)	各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載	各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載。
(7) (港湾海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	4,300 (4,284)	4,300	4,300	5	人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。	防護面積(高潮対策等):一	沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることを目的とする。
(8) (建設海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	3,000 (2,865)	3,000	3,200	5	人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。	防護面積(高潮対策等):一	沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることを目的とする。

(9)	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業 (平成24年度)	-	2,500,000	2,500,000	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ1人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。 県土の均衡ある発展を図る観点から、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)、平成24年度から28年度の5年間で実施する。	-	成果目標及び成果実績については、事業実施後(平成28年度終了後)に、北部市町村からの達成状況についての報告に基づき評価を行うこととなっている。
(10)	森林整備事業 (昭和26年度)	251,000 (288,897)	549,000	317,000	8	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、下草刈り、除伐、間伐等を推進する。	- (造林面積)	森林整備事業は植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「造林面積」に寄与する。
(11)	治山事業 (昭和26年度)	493,000 (469,958)	882,000	458,000	6	山地に起因する災害や潮風害から県民の生命・財産を保全するため、海岸や内陸部における飛砂、潮風、高潮、強風等による被害防止のための防風・防潮林の整備や山腹崩壊地などの荒廃山地の復旧整備等を推進する。	- (防風・防潮林整備面積)	治山事業は防風・防潮林の植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「防風・防潮林面積」に寄与する。
(12)	水産基盤整備事業 (平成13年度)	4,104,755 (3,738,704)	6,980,117	4,051,117	9	沖縄における水産業の振興を図るため、漁業活動や水産物流通の拠点となる漁港やマグロ・カツオ等の群れを集めて効率的、経済的に漁獲を行うための浮魚礁(バヤオ)の整備を推進する。	- (漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率)	水産基盤整備事業は老朽化した岸壁や防波堤の機能回復等漁港の整備を推進するものであり、測定指標である「漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率」に寄与する。
(13)	農業農村整備事業 (昭和47年度)	9,781,533 (8,972,796)	13,531,512	10,756,033	7	農業用水の安定供給や農地の生産効率を高めるため、かんがい施設整備、ほ場整備のほか、農地・農業用施設に対する被害を未然に防止するための地すべり防止対策等を推進する。	- (かんがい施設整備率)	沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設整備等農業生産基盤の整備や保全を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費(平成9年度)	74,736 (51,026)	70,762	63,838	1	市町村の跡地利用の検討を支援するため、アドバイザーやプロジェクト・マネージャーの派遣、及び駐留軍用地跡地利用支援システムのデータ更新等を行う。また、今後の大規模な返還跡地の発生に対応するため、効果的な跡地利用施策等の検討に資するための調査を行う。	市町村支援事業等の執行及び検討調査の実施	市町村へのアドバイザーやプロジェクト・マネージャーの派遣や駐留軍用地跡地利用支援システムのデータ更新等、及び今後の大規模な返還跡地の発生に対応するため、効果的な跡地利用施策等の検討に資するための調査を行うことで、市町村等における跡地利用に向けた取組が推進される。
(2) 沖縄北部連携促進特別振興事業に必要な経費(平成24年度)	-	2,500,000	2,500,000	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ一人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。 そこで、沖縄振興計画(平成24~33年度)に基づき、県土の均衡ある発展を図る観点から、所得向上に向けた産業振興や人口増加に向けた定住条件の整備を図る。	北部圏域の人口増加や所得向上 (一)	沖縄県北部地域において、産業の振興に資する事業や定住条件整備に資する事業などを行うことにより、所得の向上や人口増加に向けた条件が整備され、県土の均衡ある発展に寄与する。
(3) 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に必要な経費(平成9年度)	473,111 (152,428)	2,607,497	1,949,932	2	沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会の提言(平成8年11月19日)を受け、沖縄県の米軍基地所在市町村から提案されたプロジェクトの施設整備に要する経費に対する補助を行う。現在は、金武町「ふるさとづくり整備事業」が対象であり、年度毎の事業予定を踏まえて、所要の予算措置を行う。	必要な工事の円滑な実施 (一)	金武町「ふるさとづくり整備事業」において、平成23年7月末に返還されたギンバル訓練場跡地に、地域住民のニーズに沿った地域医療施設等の整備に係る工事等を実施することにより、施設整備の促進に資する。
(4) 沖縄振興開発金融公庫に対する補給金に必要な経費(昭和48年度)	51,000	1,403,913	1,008,276	3,4,5	沖縄振興開発金融公庫は、国の沖縄振興施策と一体となった政策金融を適切に実施するとともに、民間金融機関が行う金融を質・量の両面から補完するため、長期・低利の資金を円滑かつ安定的に供給するため、セーフティネット貸付、沖縄創業者等支援貸付、沖縄離島振興貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)などの政策金融を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。	(アンケートの各項目で70%の評価)	沖縄振興開発金融公庫による出融資が実行され、厳しい経済環境の下、沖縄の中小・小規模業者の育成に寄与するとともに、県民生活の向上等を支援する。
(5) 沖縄振興開発金融公庫に対する出資金に必要な経費(昭和47年度)	-	900,000	600,000	6	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄の産業振興と雇用の創出を図るため、新事業創出促進出資を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。	(売上高・雇用の増加で対前年比増)	沖縄振興開発金融公庫による新事業創出促進出資が実行され、沖縄の産業振興と雇用の創出に寄与するとともに沖縄の自立的発展に貢献する。
(6) 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	11881373	14,819,617	10,256,759	7,8,9	学園は、沖縄科学技術大学院大学において、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人であり、沖縄の振興及び自立的発展に資するため、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うこととしている。 大学院大学は、沖縄県恩納村において世界的な研究を開始し、また、本年9月の開学(学生の受入れ開始)を控えているところである。	-	大学院大学の設置により、①科学技術の国際的な拠点の形成(世界に開かれた中核的な教育研究機関となることにより、沖縄が科学技術の情報発信・交流拠点に成長)、②知的クラスターの形成(研究機関・ベンチャー企業等の集積を促進することにより、先端知識・人材・資本が集まり、先端産業分野における雇用が創出)、③科学技術に関する人材育成(高度な専門性を持つ人材を育成(博士課程)。沖縄の若者が世界レベルで活躍できる場を提供。将来のイノベーションを担う次世代の人材育成に資する。)が行われることにより、沖縄の振興及び自立的発展が図られることとなる。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙3) 様

(内閣府25-40(政策11-施策⑤))

施策名	沖縄の戦後処理対策				担当部局名	沖縄振興局				作成責任者名	特定事業担当調査官 原典久 調査金融担当参事官 山田康博			
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進								
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	沖縄振興計画において、戦後処理問題の解決として「不発弾処理対策や所有者不明土地問題等の諸問題の早期解決を図ります。」と記述。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	2箇所	平成19年度	4箇所	平成25年度	4箇所	-	-	-	-	なお多くの不発弾等が地中に埋没していると推測され、不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために今後も事業を推進する必要があることから、これまでの探査・発掘の実績及び市町村が実施する公共事業予定件数等を基に目標を設定している。			
2	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	5地区	平成19年度	2地区	平成25年度	2地区	-	-	-					
3	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	11箇所	平成19年度	7箇所	平成25年度	7箇所	-	-	-					
4	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	0件	平成23年度	0件	平成25年度	0件	-	-	-	-	不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために、発見された不発弾等の撤去の際に必要な土のう積等の防護壁を設置し、安全の確保を図り、特定処理事業において事故が起こらないことを目標としている。			
5	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	100%	平成23年度	100%	平成25年度	100%	-	-	-	-	対馬丸の遭難に伴い死亡した学童の遺族に弔意を表し、慰藉するという事業の趣旨を踏まえ、適正、円滑に特別支出金が支給されることを目標としている。			
6	対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	116回	平成23年度	100回	平成25年度	100回	-	-	-	-	遺族や生存者の高齢化が進むなか、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念するため、対馬丸記念会が対馬丸記念館の内外で行う語り部の講演回数を指標とし、過去5年間の講演回数の平均値を目標としている。			
7	対馬丸平和祈念事業の語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合	99.3%	平成23年度	90%	平成25年度	90%	-	-	-	-	遺族や生存者の高齢化が進むなか、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念するため、本事業を有益とする者の割合を指標とし、その割合が90%以上であることを目標としている。			
8	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	79,970件	平成19年度	80,000件	平成25年度	80,000件	-	-	-	-	多くの尊い命が失われた沖縄戦について、一般の理解に資するため、閲覧室のホームページの利用件数及び来室者数を測定指標とし、これまでの利用実績を基に目標を設定している。			
9	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	323人	平成19年度	320人	平成25年度	320人	-	-	-	-				
10	位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	99.6901%	平成19年度	前年度比増	平成25年度	前年度比増	-	-	-	-	関係地主との十分な合意形成を図り、位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。			
11	所有者不明土地問題解決に向けた課題等を把握するためのサンプル調査実施状況(測量調査の実施筆数)	-	平成24年度	510筆	平成25年度	510筆	-	-	-	-	所有者不明土地問題の解決に向けた課題等を把握するために必要なサンプル数を目標としている。			
12	所有者不明土地問題解決に向けた課題等を把握するためのサンプル調査実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	-	平成24年度	140筆	平成25年度	140筆	-	-	-	-				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
(1) 沖縄の戦後処理対策に必要な経費(昭和50年度)	1,600,254 (1,533,403)	2,538,059	2,615,328	1~12	本土に比べてなお多くの不発弾等が存在しているという沖縄県の特長事情に鑑み、不発弾等対策について国庫補助率の高上げや補助対象の拡大など、本土に比べて手厚い支援を実施。また、所有者不明土地問題の解決に向けた課題等を把握するためのサンプル調査を実施。					広域探査発掘加速化事業(探査発掘面積) 592,000㎡	広域探査発掘加速化事業を始め、不発弾等対策について本土に比べ手厚い支援を実施することにより、探査発掘事業の推進に寄与する。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-41(政策12-施策①))

施策名	子ども・若者育成支援の総合的推進				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)				作成責任者名	参事官(青少年企画担当) 梅澤 敦				
施策の概要	「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総合的な推進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進									
達成すべき目標	子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子どもや若者の育成支援に取り組む社会の実現。				目標設定の考え方・根拠	子ども・若者育成支援推進法				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
1 「子ども・若者ビジョン」に基づく施策の実施状況の確認	施策の実施状況の確認	平成22年度	施策の実施状況の確認	平成25年度	施策の実施状況の確認						子ども・若者育成支援推進法第6条では、施策の実施の状況を毎年国会に報告することとされている。また、同法に基づく大綱では、子ども・若者育成支援推進本部の下で有識者などの意見を聞きながら、施策の実施状況を点検・評価することとされている。このため、本指標を設定した。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容								
	23年度	24年度													
子ども・若者育成支援推進点検・評価(1) 評価によるフォローアップ(平成23年度)	—	—	—	1	子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催する。	点検・評価会議の開催、報告書のとりまとめ	有識者などの意見を聞きながら、施策の進捗状況を点検・評価することができる。								
年次国会報告(白書)による施策の進捗状況の確認(2) (平成22年度)	—	—	—	1	子ども・若者の現状や子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告をまとめる。	白書の作成	施策の進捗状況を明らかにすることができる。								

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-42(政策12-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)				作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 山本和毅			
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進								
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。			目標設定の考え方・根拠	青少年インターネット環境整備法において、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的」とすると規定されている。					政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の確認	平成24年度	施策の進捗状況の確認	平成25年度	施策の進捗状況の確認	-	-	-	-	青少年インターネット環境整備環境施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが青少年インターネット環境整備の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度												
(1) 子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップ	-	-	-	1	関係府省に対し、青少年インターネット環境整備基本計画における施策の進捗状況を調査し、その結果を、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。					報告の実施	青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)における施策の進捗状況の調査結果を、子ども・若者育成支援推進本部に報告することにより、フォローアップを実施し、施策の進捗状況を確認することができるため。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-43(政策12-施策③))

施策名	子ども・子育て支援の総合的推進				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	少子化担当参事官 原口 剛	
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定))等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。		目標設定の考え方・根拠		少子化社会対策基本法第7条			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況を確認 平成23年度	施策の進捗状況を確認 平成25年度	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—	—	—	・子ども・子育て支援施策の推進に当たっては、政府が実施すべき指針として閣議決定された少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱(子ども・子育てビジョン)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、大綱に基づく施策の推進状況を確認・検証し、施策の立案を着実に推進していくことが子ども・子育て支援の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
(1) 少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ	—	—	—	—	少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめを通じて、大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う	少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ	少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめを通じて、大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、子ども・子育て支援の総合的な推進に寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-44(政策12-施策④))

施策名	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)				作成責任者名	青少年担当参事官 梅澤 敦 少子化担当参事官 原口 剛	
施策の概要	子ども・子育て支援、子ども若者育成支援に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ることに等により国民の理解促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	子ども・子育て支援に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。 子どもや若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子どもや若者の育成支援に取り組む社会の実現。				目標設定の考え方・根拠	・少子化社会対策基本法第17条第2項 ・子ども・若者育成支援推進法				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合	69.2%	平成22年度	90%	平成26年度	前年度以上(71.4%)	前年度以上	-	-	-	・少子化対策基本法第17条第2項において、「国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。」とされていることや、少子化は子育て家庭だけではなく、国民一人一人に関わる問題であることから当該測定指標を設定した。 ・平成22年度の実績値は69.2%、平成23年度は70.3%であったこと及び「子ども・子育てビジョン」の各種施策の効果は年々徐々に国民意識に反映されていくと思われるため、目標値は前年度以上とする。 ・なお、意識調査の対象は、少子化担当の調査では、20代以降を対象としていることから、これと併せるため、従前の15歳～70代以降から、20代～70代以降に変更する。		
2 社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う人の割合		平背22年度	対前年度比増	平成25年度						子ども・若者育成支援推進法第10条では、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得ることとされている。このため、本指標を設定した。		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	平成25年度	活用状況等を確認	平成25年度	活用状況等を確認	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。		
2 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	平成22年度	活用状況等を確認	平成25年度	活用状況等を確認					子ども・若者育成支援施策推進法に基づく大綱では、子ども・若者育成支援に関する国民の理解・協力を促進するための情報提供を実施することとされている。このため、調査研究の情報提供に関する指標として本指標を設定した。		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 少子化社会対策推進経費 (平成16年度)	82,172千円	68,203千円	49,531千円	1	子ども・子育て支援に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を行う。	子ども・子育て支援に係る調査研究の実施等 (一)	子ども・子育て支援に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することにより、国民の更なる理解の促進を図っていく。また、実施する調査については、結果等の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用する。
(2) 子ども・若者育成支援に関する広報啓発活動、調査研究、人材育成等	313,460 (231,639)	275,086	311,425	2	強調月間の設定等による広報啓発を行うとともに、その結果をホームページなどで提供する。 子ども・若者育成支援に関する調査研究の結果を行い、ホームページなどで提供する。	子ども・若者育成支援に関する広報啓発活動、調査研究、人材育成等の実施	左記の広報啓発・情報提供を行うことにより、国民の理解・協力を促進することができる。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-45(政策12-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長		
施策の概要	食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。			目標設定の考え方・根拠	第2次食育推進基本計画				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
1 食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の確認	平成23年度	施策の進捗状況の確認	平成27年度	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認			食育に関する施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが食育の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度										
(1) フォローアップ及び食育白書のとりまとめ	-	-	-	1	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて、食育基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う。				食育推進評価専門委員会の開催及び食育白書のとりまとめ	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、食育の総合的な推進に寄与する。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-46(政策12-施策⑥))

施策名	⑥食育に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長	
施策の概要	食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図る。			目標設定の考え方・根拠	食育基本法第22条 第2次食育推進基本計画			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 食育に関心を持っている国民の割合	70%	平成17年度	90%	平成27年度	90%	90%	90%			食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育に関心を持っている国民の割合については、今後5年間で90%以上とすることを旨すとされていることから、各年度の目標値を90%以上とする。	
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	平成24年度	活用状況等を確認	平成25年度	活用状況等を確認	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
(1) 食育推進経費(平成18年度)	45,213	40,800	37,723	1	食育白書のとりまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施、公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、毎年6月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰の実施。	-	国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関する国民の理解の増進に寄与。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-47(政策12-施策⑦))

施策名	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(高齢化対策担当)原口 剛	
施策の概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」を発行する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	高齢社会対策を総合的に推進して、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。			目標設定の考え方・根拠	高齢社会対策基本法第7条				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の確認	平成19年度	施策の進捗状況の確認	平成28年度	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	-	高齢社会対策の総合的・計画的推進にあたっては、政府が実施すべき施策の指針として閣議決定された高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、大綱に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが高齢社会対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容	
(1) 高齢社会白書のとりまとめ	23年度	24年度			高齢社会白書のとりまとめを通じて、高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う。				高齢社会白書のとりまとめ	高齢社会白書のとりまとめを通じて高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、高齢社会対策の総合的な推進に寄与する。	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-48(政策12-施策⑧))

施策名	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(高齢化対策担当)原口 剛		
施策の概要	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業および意識調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等を通じ、高齢社会対策の推進に寄与する。			目標設定の考え方・根拠	高齢社会対策基本法第11条第2項				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 社会参加したいと思う高齢者の割合	73.8%	平成23年度	前年度以上	平成25年度	前年度以上	-	-	-	-	・「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」などを、高齢者の社会参加促進等のために実施しているため設定。平成22年度から取り入れた指標であり、目標値を前年度以上とし、今年度も引き続き測定指標として設定。 ・平成23年度は目標値である前年度を上回ってはいるものの、結果に世代間でのばらつきもあり、本指標を今後も全体として測定することが重要。		
測定指標	基準		目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
2 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	平成24年度	活用状況等を確認	平成25年度	活用状況等を確認	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度										
(1) 高齢社会対策推進経費(平成8年度)	52,955千円(45,041千円)	46,260千円	42,989千円	1.2	高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業、高齢社会対策に関する調査研究及びホームページによる情報発信等の実施。				高齢社会対策に係る調査研究の実施等(一)	高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業、高齢社会対策に関する調査研究及びホームページによる情報発信等を実施することは、高齢社会対策の更なる質の向上、事業や施策の見直しや効果的・効率的な実施に寄与する。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-49(政策12-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(総合調整第2担当) 山崎房長			
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進							
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。			目標設定の考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 バリアフリーの認知度	94%	平成17年度	100%	平成25年度	100%					国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標とする。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係関係会議決定)において、バリアフリーの認知度については、平成24年度に100%とすることとされていることから、引き続き目標値を100%とする。			
測定指標	基準		目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	平成17年度	活用状況等の確認	平成25年度	活用状況等の確認	-	-	-	-	調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度											
バリアフリー・ユニバーサルデザイン(1) 施策推進経費(平成14年度)	7,411	6,385	5,177	1	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施				バリアフリーの認知度 100%	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-50(政策12-施策⑩))

施策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(障害者施策担当)				作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄					
施策の概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定(平成25年3月予定)された「障害者基本計画」(平成25年3月 日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として「生活支援」、「保健・医療」、「教育・スポーツ・文化」、「雇用・就業及び経済的自立の支援」、「生活環境」、「情報・コミュニケーション」、「安全・安心」、「公的部門における配慮等」及び「国際協力の推進」の8分野を定め(予定)している。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。なお、平成24年5月、障害者政策委員会が設置され、同年12月に当該基本計画の策定への意見を述べている。また、同委員会は、当該基本計画の実施状況を監視し必要に応じて内閣総理大臣又は関係各大臣に勧告することとなっている。				政策体系上の 位置付け				共生社会実現のための施策の推進							
達成すべき目標	平成25年度から開始の障害者基本計画に定められた個別施策分野等についてその最終年度末である平成29年度までに内容を着実に推進する。				目標設定の 考え方・根拠				障害者基本法第11条及びそれに基づく障害者基本計画(平成25年3月日閣議決定)(予定)				政策評価実施予定時期 平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案	施策の推進状況を確認	24年度	—	25年度	推進状況を確認	推進状況を確認	—	—	—	障害者基本法に基づき平成25年3月 日閣議決定(予定)。平成25年度から29年度までの5年間に講ずべき基本的方向について定める。						
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容						
	23年度	24年度														
(1) 障害者白書のとりまとめ	—	—	—	—	障害者白書の取りまとめを通じて、障害者基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う				障害者白書のとりまとめ	障害者白書の取りまとめを通じて障害者基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、障害者施策の総合的推進に寄与する。						

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-51(政策12-施策①))

施策名	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策)担当付 参事官(障害者施策担当)		作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	
施策の概要	障害者基本法において、その実現を目的としている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」について、国民の理解を深めることを推進する。				政策体系上の 位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	障害者基本法において、その実現を目的としている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」について、国民への一層の周知を図り、理解を深めること			目標設定の 考え方・根拠	障害者基本法第7条			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 共生社会の認知度・世代全体	40.90%	24	未定・検討中	29	—	—	—	—	未定・検討中	障害者基本計画(平成25年度～29年度)において、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する「共生社会」の実現を目指して講じられる必要があり、幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であるとしている。このため、「共生社会」の一層の周知を目標として、平成24年度の世論調査結果から、当該基本計画最終年度の29年度に〇〇%以上の周知度(未定・検討中)を目標として設定した。なお、前の障害者基本計画(平成15年度～24年度)の下の重点施策実施5か年計画(平成20年度～24年度)では、50%を目標としたところである。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
2 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	24	活用状況等の確認	29	活用状況等の確認	—	—	—	—	・調査研究については、関連施策に今後活用されるものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、障害者政策委員会等における活用や白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握すること等により、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の 概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度								
(1) 障害者施策理解促進経費	72,024	47,066	92,639	1.2	作文・ポスターの募集、その優秀作品の作者の表彰、活用。 障害者に関する様々なテーマのセミナーの開催による理解の促進。	29年度までに共生社会の周知度を〇〇%(未定・検討中)である。	心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスターを募集し、ポスター優秀作品を行政機関・公共交通機関等へ貼り出したり、作文は作品集として教育機関、福祉機関、関係団体等に配布している。作文は、優秀作品が小学校の道徳の教材に使われるなど、障害者理解、ひいては共生社会の理解につながっている。 また、障害者週間の連続セミナーでは例年8程度の団体がセミナーを開催し、のべ約400人程度の参加を得ている。各セミナー参加者は障害者に関する様々な関係者であり、セミナーで得た知見を関係方面に広げている。また、各団体は、その内容を団体内外で活用することになっており、社会の全体的な理解の促進に寄与している。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-52(政策12-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)山崎 房長		
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力的に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。			目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
1 交通安全施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の推進状況を確認	平成23年度	施策の推進状況を確認	平成27年度	施策の推進状況を確認	施策の推進状況を確認	施策の推進状況を確認	施策の推進状況を確認	施策の推進状況を確認	交通安全対策の総合的・計画的推進にあたっては、政府が実施すべき施策の指針として決定(中央交通安全対策会議)した第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが交通安全対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度										
(1)交通安全白書のとりまとめ	-	-	-	1	交通安全白書のとりまとめを通じて第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う。				交通安全白書のとりまとめ	交通安全白書のとりまとめを通じて第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、交通安全施策の総合的推進に寄与する。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-53(政策12-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)山崎 房長		
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成25年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。		目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画及び平成25年度内閣府交通安全業務計画		政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度
1 普段から交通安全を意識していると思う人の割合	89%	平成22年度	100%	平成25年度	100%	-	-	-	-	・国民の意識調査で「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合が10割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
2 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合	90%	平成22年度	100%	平成25年度	100%	-	-	-	-	・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合が10割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
測定指標	基準	基準年度	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
				目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度
1 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	18	活用状況等を確認	平成25年度	活用状況等を確認	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度								
(1) 交通安全対策推進経費(平成25年度)	180,817 (120,062)	154,068 (未定)	143,560	1・2・3	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。	各種交通安全施策の実施(-)	第9次交通安全基本計画及び平成24年度内閣府交通安全業務計画で掲げた各種交通安全施策を強力に推進することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に寄与する。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-54(政策12-施策⑭))

施策名	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)		作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	
施策の概要	犯罪被害者等基本法及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現			目標設定の考え方・根拠	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)前文、第1条(目的)			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 犯罪被害者等施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況を確認 平成23年度	施策の進捗状況を確認 平成27年度	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—	犯罪被害者等施策の総合的・計画的推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として閣議決定された犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが犯罪被害者等施策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		24年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要			達成手段の目標(24年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容	
(1) 犯罪被害者白書のとりまとめ	22年度	23年度		1	犯罪被害者白書のとりまとめを通じて、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う。			犯罪被害者白書のとりまとめ	犯罪被害者白書のとりまとめを通じて犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、犯罪被害者等施策の総合的な推進に寄与する。	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-55(政策12-施策⑮))

施策名	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子		
施策の概要	犯罪被害者等施策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、連携推進等の事業を実施する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。			目標設定の考え方・根拠	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第7条(連携協力)、第20条(国民の理解の増進)等			政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合	45.0%	平成23年度	60%	平成25年度	60%	-	-	-	-	犯罪被害者支援に関心を持つ人の割合が増えることにより、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運の醸成が期待されるため。目標値の水準については、平成23年度政策評価事後評価結果等を踏まえ設定。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (24年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容					
	23年度	24年度										
(1) 犯罪被害者等施策推進経費 (平成25年度)	97565 (46711)	62960	57,118	1	犯罪被害者週間における中央・地方での「国民のつどい」等の各種広報啓発事業や、関係機関・団体の連携を促進するための地域における犯罪被害者支援の普及促進事業などを実施する。	-	各種広報啓発事業や連携推進事業等を実施することにより、犯罪被害者施策に対する国民の理解が促進され、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運の醸成に寄与する。					

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-56(政策12-施策⑩))

施策名	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	自殺対策推進室参事官 片山 朗			
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。			目標設定の考え方・根拠	自殺対策基本法第1条			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の確認	平成19年度	施策の進捗状況の確認	平成25年度	施策の進捗状況の確認						自殺対策の総合的・計画的推進にあたっては、政府が実施すべき施策の指針として閣議決定された自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、大綱に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが自殺対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
(1) 自殺対策白書のとりまとめ(平成19年度)	-	-	-	1	自殺対策白書のとりまとめを通じて、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認を行う。	自殺対策白書のとりまとめ	自殺対策白書のとりまとめを通じて自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することにより、各施策の着実な実施が促され、自殺対策の総合的な推進に寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-57(政策12-施策①))

施策名	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	自殺対策推進室参事官 片山 朗	
施策の概要	自殺対策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等を通じ、自殺総合対策の推進に寄与する。			目標設定の考え方・根拠	自殺対策基本法第2条第2項、第11条、第12条、第13条				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	33.2%	22年度	40%以上	25年度	40%以上	-	-	-	-	自殺対策基本法第12条において、自殺防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされており、また、自殺総合対策大綱においても、国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組むこととされていることから、自殺対策に関する普及啓発など理解促進事業を実施することが必要であるが、その効果を測定するに当たっては、自殺対策を身近な問題として捉え理解する人の割合を測定指標とすることが適当であると思料。また、目標値の水準については、平成22年度政策評価事後評価結果を踏まえ設定。	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
2 自殺統計分析の実施による自殺の実態把握	自殺統計分析の実施	24年度	自殺統計分析の実施	25年度	自殺統計分析の実施	-	-	-	-	自殺対策を効果的に実施するためには、まずは我が国における自殺の実態を把握することが必要であることから、調査研究の根幹となるデータを得るための自殺統計分析の実施を測定指標とすることが適当であると思料。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(24年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
(1) 自殺対策推進経費(平成19年度)	211,044	211,067	204,816	1.2	効果的な自殺対策の推進に資するため、調査研究及び統計の分析により自殺の実態や施策の進捗状況等を把握するほか、国民の理解を促進するために必要な広報啓発活動等を実施する。	調査研究、啓発活動等の実施(一)	自殺対策に関する調査研究及び自殺統計の分析が実施されることにより、自殺の実態や施策の進捗状況等の把握が進み、効果的な自殺対策の企画立案に資するものとなって、自殺総合対策の推進に寄与する。また、自殺対策に関する広報啓発活動の実施により、国民の理解が促進され、自殺対策について自分自身に関わる問題と認識して広く推進する機運が高まり、自殺総合対策の推進に寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-58(政策12-施策18))

施策名	青年国際交流の推進				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)			作成責任者名	参事官(青年国際交流担当) 久津摩敏生	
施策の概要	日本青年を海外に派遣し、また、外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた青年を育成する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進					
達成すべき目標	国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す			目標設定の考え方・根拠	「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)にもあり、青少年育成の一環として実施している事業			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
事業時に行う参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	94%	20年度	90%	25年度	90%	-	-	-	-	日本の青年が、国際的な課題についてのディスカッション等の活動を行うことを通じ、国際的視野を広げ、国際協調の精神と実践力を向上させ、我が国の中核となる青年リーダーの育成を目的としている。事業終了後に参加青年に対して、事業参加が青年本人の将来に役立ったという者の割合を測定指標として観測し、その割合が90%以上となることをもって測定方法とした。	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
青年国際交流事業の成果の「見える化」	検討会による中間とりまとめ	24年度	成果の「見える化」	25年度	「見える化」の検討 24年度成果についての実施	「見える化」の改善と前年度成果についての実施	「見える化」の改善と前年度成果についての実施	「見える化」の改善と前年度成果についての実施	「見える化」の改善と前年度成果についての実施	平成24年7月に「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を開催し、同年8月に中間報告を取りまとめたところであり、今後も有識者会議等を通じて、(1)資料・データの体系化に関する改善、(2)根拠資料・データの整備、(3)定性的な意義・効果に関する説明の改善の検討など、定量的・定性的評価の取組を進め、成果の「見える化」を図る。なお、「見える化」の改善を進める中で、目標値を定め定量的に測定することが適当な指標が得られれば、測定指標として追加することとする。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標		達成手段の目標(25年度)		施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度									
青年国際交流経費(昭和34年度)	1,463,580 (1,544,783)	1,312,435	1,051,510	1	国際青年育成交流事業、「東南アジア青年の船」事業等の青年国際交流事業において、日本青年と外国青年の交流を行う。	日本参加青年 252人 外国参加青年 498人 (事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合:90%以上)	青年国際交流事業への参加を通じて、高いディスカッション能力やコミュニケーション能力の向上、また、多様な価値観に触れる機会を持つことにより、青年の育成に寄与することができる。各事業終了後、参加青年より事業についての詳細なアンケートを行うことにより、各事業のプログラム内容についての評価を行い、次年度プログラムの検討に活用している。関係機関と連携し、事前準備を入念に行うことにより、各事業のプログラムの質を充実させていく。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-59(政策13-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行				担当部局名	賞勲局				作成責任者名	総務課長 大塚 幸寛				
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。				政策体系上の位置付け	栄典事務の適切な遂行									
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。				目標設定の考え方・根拠	受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回おおむね4,000名」と、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね3,600名」と、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね800名」と、それぞれ規定され、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において規定されている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
1 春秋叙勲の発令数	春秋ごと概ね4,000名	平成15年秋	春秋ごと概ね4,000名	平成25年度	春秋ごと概ね4,000名	春秋ごと概ね4,000名	春秋ごと概ね4,000名	春秋ごと概ね4,000名	春秋ごと概ね4,000名	春秋ごと概ね4,000名	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回おおむね4,000名」と規定されている。				
2 危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成15年秋	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成25年度	毎回の発令ごと概ね3,600名	毎回の発令ごと概ね3,600名	毎回の発令ごと概ね3,600名	毎回の発令ごと概ね3,600名	毎回の発令ごと概ね3,600名	毎回の発令ごと概ね3,600名	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね3,600名」と規定されている。				
3 春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね800名	平成15年秋	春秋ごと概ね800名	平成25年度	春秋ごと概ね800名	春秋ごと概ね800名	春秋ごと概ね800名	春秋ごと概ね800名	春秋ごと概ね800名	春秋ごと概ね800名	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね800名」と規定されている。				
4 発令日	春:4月29日 秋:11月3日	平成15年秋	春:4月29日 秋:11月3日	平成25年度	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春にあっては4月29日、秋にあっては11月3日に」と規定されている。				
5 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	23,445件	平成20年度	前年度比増	平成25年度	-	-	-	-	-	-	国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を前年度比増とする。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容								
	23年度	24年度													
栄典事務の適切な遂行に必要な経費(平成20年度)	2,556,153	2,554,158	2,578,560	1.2.3	春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。	叙勲:春秋概ね4000名 危険:毎回概ね3600名 褒章:春秋概ね800名 (一)	栄典が日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっての大きな励みとなる								
				4	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等に定められた発令日に発令を行う。	春:4/29発令 秋:11/3発令 (一)									
				5	「一般推薦制度」の円滑な実施、充実のためのインターネットを活用した啓発活動を実施する。	- (HPアクセス数の前年比増)									

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-60(政策14-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発				担当部局名	男女共同参画局				作成責任者名	総務課長 木下 茂			
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進								
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。			目標設定の考え方・根拠	男女共同参画基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」と定められている。					政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	55.1%	平成21年度	60%	平成27年度	58%	59%	60%	-	-	・男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。 ・昨年度以上のパーセンテージを目指す。				
2 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	32000件/月	平成19年度	37000件/月	平成27年度	35000件/月	36000件/月	37000件/月	-	-	・男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。 ・昨年度以上のアクセス件数を目指す。				
3 総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合	87%	平成20年度	70%以上	毎年	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	・男女共同参画に関する意識の高さを具体化したものである。 ・肯定的な読者数の維持を目指す。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要				達成手段の 目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度												
男女共同参画に関する普及・啓発 に必要な経費(平成6年度)	22,014 (19,615)	19,249	20,875	1.2,3	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。				(HPアクセス件数35000件以上) (固定的性別役割分担意識に否定的な回答58%以上) (広報誌に肯定的な評価の割合70%以上)	男女共同参画社会は、広く国民に関わるものであり、その促進に当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっていることから、積極的な広報・啓発によって、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-61(政策14-施策②))

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携				担当部局名	男女共同参画局			作成責任者名	総務課長 木下 茂	
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。			目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第20条において「国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう」に努めるものとする。」と定められている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	70% (「全国会議及び「フォーラム」全般に対する評価)	19年度	80%	25年度	80%	—	—	—	—	・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラム等の見直しを行うことで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当該指標の設定を行った。 ・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。	
2 「男女共同参画苦情処理研修」における肯定的な評価の割合	76.6%	21年度	80%	25年度	80%	—	—	—	—	・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラムの見直しを行うことで、研修のより高い効果を期待できることから当該指標の設定を行った。 ・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「男女共同参画苦情処理研修」におけるアンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。	
3 地域における男女共同参画促進の取組事例収集件数	57件	21年度	100件以上	25年度	100件以上	—	—	—	—	・地域における男女共同参画の促進については、緊急の課題として取組が必要である震災支援状況調査を行うこととしており、幅広い事例の収集が見込まれる。 また、平成22年度事後評価結果を踏まえ、地域における男女共同参画促進の事例収集件数を100件以上と設定した。	
4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	89% 5団体	22年度	80% 1団体	25年度	80% 1団体	—	—	—	—	・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(93団体(平成23年8月16日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(12団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。 ・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。 ・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。 ・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果を踏まえ、80%と設定した。 ・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(少なくとも1団体)を含めて共催することを目標として設定した。	
5 「地域における男女共同参画促進のための研修」における肯定的な評価の割合	—	—	80%	25年度	80%	—	—	—	—	・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラムの見直しを行うことで、研修のより高い効果を期待できることから当該指標の設定を行った。 ・他の研修における評価結果を踏まえ、アンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費 (平成13年度)	93,156 (68,449)	90,319	75,170	1,2,3,4,5	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。	— (フォーラム満足度:80%) (苦情処理研修満足度:80%) (地域の取組事例:100件以上) (国・地方共催事業満足度:80%) (新規共催団体数:1団体) (地域男女共同参画促進研修満足度:80%)	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費により事業を実施することで、国のみならず、地方公共団体、地域、民間団体等の各界各層への取組の支援につながり、「男女共同参画社会」の形成の促進を図ることができるため。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-62(政策14-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の推進				担当部局名	男女共同参画局			作成責任者名	総務課長 木下 茂	
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。			目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が定められている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数	8回	過去5年の平均	8回	平成25年度	8回	-	-	-	-	国際会議等へ積極的に出席し、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うことで、我が国の「男女共同参画社会」の形成の促進につながるものとなるため。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
2	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進	具体的施策の推進	平成21年度	推進度合に基づいた第4次基本計画への反映	平成27年度	具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合に基づいた第4次基本計画への反映	-	-	男女共同参画社会基本法(平成11年施行)において、「『男女共同参画基本計画』を定めなければならない。」と規定されているため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
国際交流・国際協力の促進に必要な経費	24,501(17,637)	22,062	19,956	1.2	「国連婦人の地位委員会(CSW)」「APEC女性と経済会合」等の男女共同参画に関する国際会議へ出席し、国際的な意思決定の場に我が国の基本的な考え方を反映させるとともに、英文冊子を配布するなど日本の男女共同参画に関する施策を海外に積極的に紹介する。国際会議等を通じて、女性の地位向上のための海外の取組方針・事例等について聴取し積極的に国内への紹介・浸透を図る。	国際会議への出席 各国・国際機関等の情報・資料収集 (一)	国際会議出席・関係者との意見交換等を通じて男女共同参画に関する国際社会における最新の取組・情報を収集することにより、国内の関連施策策定への活用に寄与する。また、諸外国のネットワークを強化することができるほか、我が国の取組について国際社会に発信するとともに、国際規範づくりに対し積極的に貢献できる。また、国内施策の策定において主要国・国際機関の情報を活用し、我が国の関連施策を積極的に国際社会に発信し、国際的動向等を国内に普及することにより、国際協調の下での男女共同参画社会の形成が進むことに寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-63(政策14-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局推進課		作成責任者名	暴力対策推進室長 恩田 馨		
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。			目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められている。			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) 平成17年度	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) 平成25年度	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)	国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うことは、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の促進につながるものとなるため。			
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
2 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	具体的施策の推進 平成22年度	推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映 平成27年度	具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映	-	-	男女共同参画社会基本法(平成11年施行)において、「男女共同参画基本計画を定めなければならない。」と規定されているため。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要			達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
	23年度	24年度									
女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費	32,5149(172,221)	75,082	61,427	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防啓発の促進等、社会情勢の変化に対応した個別課題への取組を進める。 ・「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施し、男女共同参画センターの相談員等への性暴力被害者支援に関する研修を行う。 ・また、官民の女性に対する暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行い、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図る。 			女性に対する暴力の根絶に向けた取組の促進	達成手段に係る事業や調査等を行い、また「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に施策に係る広報啓発を集中的、総合的に実施することなどにより、社会の意識を喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与する。		

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-64(政策14-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局			作成責任者名	推進課長 小林 洋子 調査課長 三上 明輝	
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進される取組が重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)という目標の達成を目指す。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中でも、左記目標の決定を受け、その達成に向けて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進しており、第1分野で「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を定めたほか、各分野で女性の参画拡大に向けた取組を定めている。			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 女性の参画の拡大状況の確認	-	-	女性の参画状況の確認(各年度)	平成25年度	女性の参画状況の確認(各調査による)	女性の参画状況の確認(各調査による)	女性の参画状況の確認(各調査による)	女性の参画状況の確認(各調査による)	女性の参画状況の確認(各調査による)	女性の参画の拡大に向けて、女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すことが必要である。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)においても、第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」において、平成27年度末までに実施する具体的施策として、「様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査して情報提供する。」とされており、女性の参画の拡大状況を毎年度調査・公表することが指標として適切である。	
2 女性の活躍促進に関する「見える化」の推進	-	-	企業等における女性活用状況の①「見える化(情報開示)」の促進 ②情報開示状況の分析・公表	平成25年度	企業等における女性活用状況の①「見える化(情報開示)」の促進 ②情報開示状況の分析・公表	-	-	-	-	女性の参画拡大に向け、企業トップの意識を変え、企業の積極的な取組みを引き出すために、女性の活躍の推進状況「見える化(情報開示)」を進め、その状況を分析・公表することが必要である。	
3 地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認	-	-	施策の取組状況の確認	平成25年度	施策の取組状況の確認	-	-	-	-	地域において女性の活躍促進に向けた取組を行い、地域に及ぼす影響や課題、効果を把握し、効果的な取組を情報発信することが必要である。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容	
	23年度	24年度									
女性の参画の拡大に向けた取組に(1)必要な経費(平成9年度)	14,609(11,651)	14,601	2,635	1	様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況や地方公共団体における男女共同参画の推進状況や国の審議会等への女性委員の登用状況の定期的な調査・公表				女性の参画に関する情報の収集等(-)	女性の参画に関する状況の把握により、女性の登用を促進	
女性の活躍促進に向けた「見える化」推進経費(平成25年度)	-	-	10,427	2	①企業等における女性の活躍状況の「見える化(情報開示)」を促進するため当該状況に係るホームページ上への掲載、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等での開示を促進 ②企業の女性活躍度を示す情報開示状況のモニタリングとその結果の公表				企業等における女性活用状況の①「見える化(情報開示)」の促進 ②情報開示状況の分析・公表(-)	企業の女性活躍度を「見える化(情報開示)」し、把握・整理(モニタリング)し、その結果を公表することにより、更なる企業の状況開示と女性の活躍に向けた取組を推進	
女性活躍促進に向けた取組に必要な経費(平成25年度)	-	-	20,884	3	地域における女性の活躍促進による経済活性化策について、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握				地域における女性活躍促進事業の実施(-)	地域における効果的な女性の活躍促進に資する取組について広く情報発信し、地域における女性活躍促進に向けた取組を促進	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-65(政策14-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進				担当部局名	男女共同参画局				作成責任者名	推進課長 小林 洋子				
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進									
達成すべき目標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた気運の醸成を図る。				目標設定の考え方・根拠	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成19年12月 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)の中に、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む」と定められている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	-	-	施策の進捗状況の確認	平成25年度	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 施策の進捗状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートの発刊による施策の進捗状況の確認) </div>					・憲章に基づき企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、「仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る」としているため。					
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度													
仕事と生活の調和の推進に必要な経費(平成20年度。ただし、当局における実施は22年9月から)	12,319 (5,168)	19,355	22,309	1	「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、その点検・評価を行い、その結果をレポートにまとめ公表するほか、各企業がワーク・ライフ・バランスについて情報交換、意見交換を行う場を設定する。 ワーク・ライフ・バランスに係る調査を行うほか、各種施策、具体的な取組事例、調査・研究結果等の情報をメールマガジン形式で提供する。					仕事と生活の調和レポートの作成 メールマガジンを毎月1回配信 仕事と生活の調和担当者交流会の開催 (一)	「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を運営し「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信を行うなどにより、仕事と生活の調和の推進を図る。 効果的な広報・啓発活動を行うことにより、仕事と生活の調和についての理解を促進し、仕事と生活の調和が実現した社会の構築に向けて、国民的な気運の醸成を図る。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-66(政策14-施策⑦))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業				担当部局名	男女共同参画局				作成責任者名	暴力対策推進室長 恩田 馨			
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進								
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。 また、被災地において、女性の悩み相談事業を実施する。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」中、「相談しやすい体制等の整備」が定められている。 また、復興基本方針5(2)①(IV)に「女性に悩み相談を実施する。」と定められている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 被災地における臨時相談窓口の設置数	被災3県に臨時相談窓口を設置	平成23年度	被災3県に臨時相談窓口を設置	平成25年度	被災3県に臨時相談窓口を設置	-	-	-	-	岩手県、宮城県、福島県の3県に臨時相談窓口を設置することにより、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供し、円滑に相談事業を実施することができるため。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費	-	76,672	92,197	1	地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。 ① 相談窓口の設置 ・被災地において臨時的相談窓口を開設する ② 電話・窓口相談 ・相談員が電話及び面接により相談を受け付ける ③ 訪問相談 ・相談員が希望に応じて仮設住宅等を訪問し、被災者からの相談を直接受け付ける ④ 相談の記録 ⑤ 業務報告書の作成 ⑥ その他 ・相談窓口の周知 ・相談員のケア など	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業の促進	被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組を促すことに寄与する。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-67(政策15-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局		作成責任者名	情報・緊急時対応課長 新本 英二		
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保					
達成すべき目標	信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進する。			目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1 「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める事後評価結果	100%	平成20年度	全ての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ(3点)評価項目Ⅱ(3点)評価項目Ⅲ(5点))以上の研究課題が50%以上	平成25年度	全ての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ(3点)評価項目Ⅱ(3点)評価項目Ⅲ(5点))以上の研究課題が50%以上						個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針」(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定)に従って食品安全委員会が実施する事後評価の結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
2 「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める中間評価結果	100%	平成20年度	平均評価点が3点以上の研究課題が50%以上	平成25年度	平均評価点が3点以上の研究課題が50%以上						個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針」(平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定)に従って食品安全委員会が実施する中間評価の結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度									
(1) 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費	241,535 (238,975)	211,474	190,272	1.2	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。 また、リスク評価の適切な実施に資する研究を推進するため、次の取組を引き続き実施する。 ・独自の研究機関を有しない食品安全委員会における食品健康影響評価技術研究の重要性にかんがみ、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算を拡充して要求する。 ・従来以上に多くの研究機関に対して調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。	食品健康影響評価技術の研究の実施	「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、リスク評価の的確な実施に資する研究を行うことにより、信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施の促進に寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-68(政策15-施策2))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局勸告広報課				作成責任者名	勸告広報課長 北池 隆				
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。 また、より多数の消費者層に対して、効率的に情報発信を行うため、流通業界等の協力を得たポスター等による広報や地域の専門家による情報発信の強化を実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保									
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容に対する理解の増進等により、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。			目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号					政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度								
1	食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	53%	平成19年度	60%	平成25年度	60%	-	-	-	-	過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が60%以上となることを目標値として設定。				
2	当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	572千件	平成21年度	600千件	平成25年度	600千件	-	-	-	-	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が基準値の件数を上回る600千件以上となることを目標値として設定。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要					達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度													
1	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進(平成15年度)	23557(22,194)	25,716	26,823	1.2	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行う。 ・意見交換会において食品健康影響評価の内容について分かりやすい情報提供と意見の交換を行う。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとする。					食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの促進	国民が意見交換会に参加すること及びホームページを閲覧することによって、食品健康影響評価の内容や食品安全委員会の活動が社会的に認識されることにより、食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進に寄与する。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-69(政策16-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保				担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局		作成責任者名	参事官・総務課長 相馬清貴	
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施				政策体系上の位置付け	公益法人制度改革等の推進				
達成すべき目標	平成25年11月末に新公益法人制度への移行期間が満了することから、移行を希望するすべての法人の確実な移行を実現するとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を推進			目標設定の考え方・根拠	第179回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、柔軟かつ迅速な審査を実施するとともに早期の移行申請等を促し、公益法人の「民による公益活動」をより国民に知っていたけよう情報発信の充実に努める旨発言			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1	平成25年11月末までの移行認定申請及び移行認可申請の件数		400件	25年度	400件	—	—	—	—	新公益法人制度においては、現在の特例民法法人は、平成25年11月末までに移行しなければ解散となるため、新たな公益の担い手となる法人を増やし、「民による公益の増進」をできるだけ早期に実現するためには、特例民法法人からの早期申請を促進し、円滑に新制度に移行させることが求められる。 平成24年12月に実施した国所管特例民法法人に対する移行動向調査の結果、国所管特例民法法人(平成20年12月現在6,625法人)のうち4,454法人が内閣府へ申請すると見込まれているとともに(予定を含む)、平成25年1月末時点において、すでに4,066法人からの申請を受け付けていることから、残りの未申請法人が約400法人からの申請を平成25年度の目標申請件数とした。
2	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合		1%以下	25年度	1%以下					毎事業年度提出される財産目録、事業報告等の確認等により認定基準を満たさない状況が明らかになった場合、報告徴収、立入検査の実施等を通じて、不利益処分である命令や取消しの前の段階で是正を図ることが重要であること、一方で命令や取消しについて今まで実績がないが、欠格事由への該当等一定の発生は不可避であるとも考えられることから、目標値を1%以下としている。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
3	4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合		95%以上	平成25年度	95%以上	95%以上	—	—	—	これまで審査期間を原則4ヶ月以内に認定等することを目標に柔軟かつ迅速な審査に取り組んでおり、平成23年8月1日には、こうした審査実績を踏まえ、審査期間を4ヶ月とした標準処理期間を設定したところ。これらを踏まえ、特別な事情がある案件を除き、4ヶ月以内に諮問を行う件数の割合の目標を95%以上と設定した。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度								
	88865		130452	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府職員による窓口相談(月200コマ程度) ○民間の専門家を活用した相談会(平成24年度は年15回/1回50~90法人、地方6回/1回20~40法人程度) ○申請の検討が進んでいない法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会(月1~2回程度/1回20~25法人程度) ○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・申請のポイントを解説した動画コンテンツ ・申請書の記載例 ・監督に関する情報提供 等 ○ニュースレター「公益認定等委員会だより」の発行など各種媒体の活用 	—	移行を希望する法人の移行期間内での確実な申請に向けて、申請検討中の法人からの相談に積極的に応じるとともに、積極的な情報発信することで、未申請法人の早期の申請に寄与する。その他、移行した法人に新制度を一層理解していただくことで、適切な法人運営を行っていただき不利益処分が必要な事象の発生を防止する。			

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-70(政策16-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整				担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局		作成責任者名	参事官・総務課長 相馬清貴		
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請				政策体系上の位置付け	公益法人制度改革等の推進					
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現			目標設定の考え方・根拠	第179回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、柔軟かつ迅速な審査を実施するとともに早期の移行申請等を促し、公益法人の「民による公益活動」をより国民に知っていただけるよう情報発信の充実に努める旨発言			政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	国所管公益法人に占める指導監督基準違反等の指摘を受けた法人の割合 20.7%	平成24年度	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少	平成26年度	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人の割合の減少	—	—	—	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることから、指導監督を受けた公益法人の割合が減少するよう目標を設定した。 指導監督基準違反等の指摘を受けた法人数について初めて調査を行ったのは平成24年度特例民法法人に関する年次報告(調査対象期間は平成22年12月2日から平成23年12月1日)であるため基準年度を平成24年度とし、調査の結果、国所管法人4,992法人(平成23年12月1日時点)のうち1,035法人(20.7%)が指導監督基準違反等の指摘を受けているため、20.7%を基準とした。 なお、特例民法法人は平成25年11月30日までに新制度へ移行することとなり、平成25年度(調査期間は平成24年12月2日から平成25年11月30日)のデータが得られるのは平成26年度となるため、目標年度を平成26年度と設定した。	

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-71(政策17-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究				担当部局名	経済社会総合研究所				作成責任者名	総務部長 小野 稔 景気統計部長 中垣 陽子 情報研究交流部研究交流官 森繁 祥成		
施策の概要	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進							
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。			目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第5号				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
1	ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	109,173	平成21年度	前年度並み	平成25年度	前年度並み	—	—	—	—	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。		
2	景気指標に関するHPへのアクセス件数	532,056	平成21年度	前年度並み	平成25年度	前年度並み	—	—	—	—	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。		
3	景気統計の白書での活用状況	26件	平成23年度	前年度並み	平成25年度	前年度並み	—	—	—	—	白書での活用状況は、政策策定及び経済社会の現状分析等の基礎資料となる白書において、景気統計がどの程度活用されているかを示すものであり、統計の有用性及び重要性を推し量る指標として適切と言える。		
4	景気統計のマスメディアによる報道状況	526件	平成23年度	前年度並み	平成25年度	前年度並み	—	—	—	—	マスメディアによる報道状況は、景気統計が国民にどの程度注目されているかを示すものであり、統計のニーズや関心の程度を推し量る指標として適切と言える。		
5	景気統計の公表の遅延日数	0件	平成23年度	0件	平成25年度	0件	—	—	—	—	公表の遅延日数は、景気統計が滞りなく公表できているかを示すものであり、統計の正確性・信頼性を推し量る指標として適切と言える。また、遅延のない公表は、統計の一定の信頼性の確保を意味するものとするため。		
6	ESRI -経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合	80.7%	平成20年度	80%	平成25年度	80%	—	—	—	—	フォーラム参加者の肯定的評価の割合は、フォーラムの実施内容が国民にとってどの程度関心があり、満足したものを示すものであり、国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、開催内容に一定の評価が得られたものとするため。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容						
	23年度	24年度											
経済社会活動の総合的研究 (平成12年度)	473,592 (393,629)	466,865	386,356	1~6	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究として、政策分析や各種計量経済モデルの開発・整備、景気動向に関する統計の作成、フォーラムの開催等を行う。	左記研究等の実施 (一)	政策部局及び国民の関心が高く、又は政策に関係した研究等を実施することにより、政策の企画立案・推進の支援、国民への情報提供に寄与する。						

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-72(政策17-施策②))

施策名	国民経済計算				担当部局名	経済社会総合研究所				作成責任者名	国民経済計算部企画調査課長 二村 秀彦			
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進								
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	平成23年度	100%	平成25年度	100%	100%	100%	100%	100%	「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を100%達成することを目標値として設定。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度												
(1) 国民経済計算(平成12年度)	283,238(225,042)	250,673	234,356	1	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。				左記事業の実施	左記の事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-73(政策17-施策③))

施策名	人材育成、能力開発				担当部局名	経済社会総合研究所				作成責任者名	経済研修所総務部長 高橋 滋			
施策の概要	①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進								
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。			目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84%	平成20年度	80%以上	平成25年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	各研修において研修員の80%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度												
経済研修所運営(平成12年度)	13,132(8,911)	12,945	13,392	1	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施 発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施 				左記研修の実施	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-74(政策18-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営				担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室				作成責任者名	庶務課長 小林 秀夫			
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。				政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営								
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。				目標設定の考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日 閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定) 「迎賓館別館の使用について」(平成24年6月11日 内閣総理大臣決定)				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 迎賓館事務連絡会議の開催数(8月を除く毎月開催)	11回	平成20年度	11回	平成25年度	11回	11回	11回	11回	11回	「迎賓館事務連絡会議開催要領」(昭和49年7月10日総理府総務長官決裁)において、毎月少なくとも1回開催することとされている				
2 利用(接遇)実績	年18回	平成21年度	年18回	平成25年度	年18回	年18回	年18回	年18回	年18回	迎賓施設の利活用状況について過去の実績値を踏まえ設定(赤坂迎賓館8回、京都迎賓館10回)				
3 赤坂迎賓館参観者数	18,605人	平成21年度	20,000人	平成25年度	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	迎賓施設の役割等について理解を深めるため、迎賓施設としての安全確保・機能保持を考慮したうえで、国民を対象とした参観者数を設定				
4 京都迎賓館参観者数	12,000人	平成21年度	13,000人	平成25年度	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人	迎賓施設の役割等について理解を深めるため、迎賓施設としての安全確保・機能保持を考慮したうえで、国民を対象とした参観者数を設定				
5 前庭公開入場者数	10,000人	平成23年度	10,000人	平成25年度	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	迎賓施設の役割等について理解を深めるため、迎賓施設としての安全確保・機能保持を考慮したうえで、過去の実績を踏まえ、前庭に受け入れられる最大の入場者数を設定(赤坂迎賓館)				
6 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者へのアンケート実施による肯定的評価(「満足した」、「ある程度満足した」の合計割合)	87%以上	平成20年度	80%以上	平成25年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	赤坂・京都迎賓館参観及び前庭公開実施方法の工夫に資するとともに、迎賓施設の役割等への理解度を検証するため、昨年度の実施値を踏まえ設定				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
7 賓客の安全対策に対応する適正な警備と秩序維持	確実に実施	平成20年度	確実な実施	平成25年度	確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施	確実な実施	迎賓施設の運営に不可欠な安全の確保を設定				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要				達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
	23年度	24年度												
(1) 赤坂迎賓館参観経費(参観:昭和50年度、前庭公開:平成22年度)	15204 (15,543)	15,113 (-)	15,376	3.5.6	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(参観、前庭公開)を実施。参観については、夏季に10日間実施。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合は抽選により参観者を決定。前庭公開については、秋季に3日間実施。入場は自由で申し込み等は不要。参観及び前庭公開とともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、説明員による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。				参観者数 20,000人 前庭公開の入場者数10,000人 (満足度調査: 80%以上)	迎賓館は、国公賓等の接遇のための施設であり、施設の性質上、非公開が原則。他方、建築後100年(平成21年12月)を迎え国宝に指定されるなど歴史的、文化的にも価値の高い建築物であることから参観の希望も多く、国民に対して公用室等を公開し、迎賓施設・賓客外交等の重要性について広く国民の理解を深めることを目的として実施。				
(2) 京都迎賓館参観経費(平成17年度)	15,064 (15,064)	14,002 (-)	13,805	4.6	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。参観期間は10日間。応募多数の場合は、抽選により参観者を決定。参観に当たっては、接遇時のしつらいの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技能・伝統技術の説明の展示をし、また、説明員による各室の特徴等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。				参観者数 13,000人	京都迎賓館は、国公賓等の接遇のための施設であり、施設の性質上、非公開が原則。他方、日本の伝統的技能を生かして建設した価値の高い建築物であることから参観の希望も多く、国民に対して公用室等を公開し、迎賓施設・賓客外交等の重要性について広く国民の理解を深めることを目的として実施。				

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-75(政策19-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進				担当部局名	北方対策本部				作成責任者名	参事官 吉住 啓作		
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。				政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進							
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発を図ることとされている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
1	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	平成22年度	月1回以上	平成25年度	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	全国各地の行事等の情報を毎月必ず更新することが必要である。		
2	北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)	11,024件	平成22年度	前年度以上	平成25年度	前年度以上	—	—	—	—	前年度(平成24年度)の実績値を上回る水準を維持することを目標とする。		
3	北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合	57%	平成22年度	前年度以上	平成25年度	前年度以上	—	—	—	—	前年度(平成24年度)の実績値を上回る水準を維持することを目標とする。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容						
	23年度	24年度											
(1)	北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	332,114 (327,161)	196,701	74,596	2, 3	北方領土問題の早期解決のため、粘り強い外交交渉を後押しする国民世論の啓発、特に、若い世代への啓発として、修学旅行生等への学習機会の拡充を行う。	修学旅行生等に対する学習機会の拡充(一)	北方領土を間近に臨む北方領土隣接地域において、北方領土問題を学ぶ修学旅行等に対し、洋上視察、元島民講話等の研修実施に対する補助などを行うことによって、事前、事後の学習機会も含め、若い世代に対する学習機会が拡充され、北方領土問題に対する正しい理解と関心の促進を図ることができるため。					
(2)	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金に必要な経費(平成15年度)	1,325,973 (1,078,531)	1,320,799	1,235,731	2, 3	四島交流事業の安定的な実施のため平成24年度から就航した四島交流船「えとびりか」を、四島交流事業の前後の期間において、全国の主要港に巡回させ、啓発事業にも使用する。	「えとびりか」巡回研修(一)	昨年、メディアにも多く取り上げられた「えとびりか」を啓発事業にも活用し、青少年を対象とした洋上研修による学習機会の提供及び船内の一般公開・パネル展等のイベントによって北方領土問題を身近な問題として興味関心を持ってもらうことで、啓発効果が一層高まることが期待できる。					

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-76(政策20-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進				担当部局名	国際平和協力本部事務局				作成責任者名	参事官 荒木 潤一郎			
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。				政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進								
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。				目標設定の考え方・根拠	国際平和協力法第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。				政策評価実施予定時期	平成26年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価	平成25年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する目的「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容							
	23年度	24年度												
(1) 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	260,190	258,832	223,533	1	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。	適時・適切な国際平和協力隊員の派遣等を実施	国際連合平和維持活動等への国際平和協力隊員の派遣等を行うことにより、国際平和のための努力に寄与し、国連、現地政府により肯定的な評価を受けることにつながるため。							
(2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	43,306	44,158	42,901	1	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。	年間4人程度の採用	事務局機能の強化により国際平和協力本部事務局の業務の質を向上させるとともに国際平和協力分野で活躍する優秀な人材を輩出することにより、国際平和のための努力に寄与し、国連、現地政府等の肯定評価につながるため。							
(3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	125,734	102,283	116,348	1	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。	国際連合等からの要請への迅速な対応	迅速・的確に物資協力を行うことにより、国際平和のための努力に寄与し、国連、現地政府等により肯定的な評価を受けることにつながるため。							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-77(政策21-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡				担当部局名	日本学術会議事務局				作成責任者名	企画課長 渡邊 清			
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。				政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡								
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。			目標設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条				政策評価実施予定時期	平成26年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
1 意思の表出の件数	10件	平成22年度	10件	平成25年度	10件	-	-	-	-	日本学術会議の主な活動として、審議結果の政府・社会に対する提言等(意思の表出)があり、審議活動の状況を測る一つの指標として、意思の表出の件数を掲げた。また、日本学術会議は、会員の半数改選が3年毎に行われるため、3年間を活動のサイクルとしており、測定指標「意思の表出の件数」に関しては、3年前である平成22年度における意思の表出件数を元に、特殊要因による件数の増減を勘案し、基準値を設定した。				
2 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	9回	平成20年度	8回	平成25年度	8回	-	-	-	-	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの指標として、会議の開催回数を掲げた。なお、目標値はこれまでの開催実績を勘案して設定した。				
3 学術フォーラムの開催回数	10回	平成23年度	10回	平成25年度	10回	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。				
4 学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	80%	平成23年度	80%	平成25年度	80%	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。				
5 地区会議公開講演会の開催回数	8回	平成22年度	7回	平成25年度	7回	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。				
6 地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	80%	平成25年度	80%	平成25年度	80%	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
7 アジアの学術機関との連携及びアジア学術会議の開催	実施	平成25年度	実施	平成25年度	実施	-	-	-	-	アジア学術会議の開催は、日本学術会議の国際活動の一つの柱として位置づけられるため、測定指標として設定した。また、アジア学術会議は、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するために行っている活動であり、会議の開催のみならず、それに関連するアジア地域における学術交流なども含めての活動である。このような活動の性質から、個別具体的な目標値を設定することは適切ではないため、アジアの学術機関との連携及びアジア学術会議の開催を目標値として設定した。				
8 ICSU(国際科学会議)、IAC(インターアカデミーカウンシル)等への対応、代表派遣、Gサイエンス学術会議共同声明の発出等の国際活動の実施	実施	平成25年度	実施	平成25年度	実施	-	-	-	-	日本学術会議の国際活動は、学術会議の活動の中でも大きな柱として位置づけられているため、測定指標として設定した。また、その国際活動は、ICSU(国際科学会議)、IAC(インターアカデミーカウンシル)等への対応、日本の科学者の国際学術機関への代表派遣、Gサイエンス学術会議共同声明の発出など多岐に渡り、それらの活動は相互に関連し合っている。このような活動の性質から、個別具体的な目標値を設定することは適切ではないため、積極的な国際活動の実施を目標値として設定した。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)(千円)		25年度 予算額 (千円)	関連する 指標	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容
	23年度	24年度					
1 科学に関する重要事項の審議等	302,020 (291,469)	212,831	244,051	1	日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催し、科学に関する重要事項の審議を行い、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を取りまとめる。	測定指標欄 参照	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会・分科会において審議を行い、提言等を取りまとめ、日本学術会議の意思の表出として政府・社会等に対して提言等を発出している。
2 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動	233,977 (211,035)	195,918	183,601	2, 7, 8	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の学術研究団体と共同主催国際会議を開催するほか、持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論するため、国際会議を開催する。 ・アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するため、アジアの学術機関との学術交流を行い、アジア学術会議を開催する。 ・国際的な場面での我が国科学者の立場の表明や世界の科学・技術の潮流に接する機会を通じ、我が国の科学者の地位向上や学術分野での国際社会において我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、ICSU(国際科学会議)やIAC(インターアカデミーカウンシル)等について、その総会や運営委員会に日本の科学者を代表派遣するなどの国際的な学術活動を行う。 ・科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し、科学的立場から意見を集約し、共同声明を発出する。 	測定指標欄 参照	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。
3 科学の役割についての普及・啓発	3,362 (2,464)	3,227	3,227	3, 4	日本学術会議主催学術フォーラムを開催する。	測定指標欄 参照	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。
4 科学者間ネットワークの構築	13,272 (13,163)	7,896	7,884	5, 6	地域の科学者(日本学術会議会員・連携会員)により構成される地区会議を開催し、地区会議公開講演会を開催する。	測定指標欄 参照	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。

平成25年度実施施策に係る事前分析表

(別紙2)

(内閣府25-78(政策22-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進				担当部局名	官民人材交流センター 総務課				作成責任者名	総務課長 酒田 元洋			
施策の概要	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。また、早期退職募集制度の導入に併せて、本年度から民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。				政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営								
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 企業・府省間の意見交換会を実施する。 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、人材交流の推進を促すため。 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)」において、早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移すこととされているため。 				政策評価実施予定時期	毎年継続的实施(意見交換会は毎年秋頃)(再就職支援に関しては、時期未定)			
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
1 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施	実施	平成21年度	—		実施					総務省及び人事院並びに経済3団体と連携し、国と民間企業の人事交流を推進するために意見交換会を実施する必要がある。				
2 早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施	実施	平成25年度	—		実施					早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する必要がある。				